

令和 6 年度決算第二特別委員会

【 速 報 版 】

令和 7 年 10 月 17 日
局別審査（こども青少年局関係）

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

こども青少年局関係

午前10時00分開会

○中島光徳副委員長 ただいまから前回に引き続き決算第二特別委員会を開きます。

○中島光徳副委員長 それでは、こども青少年局関係の審査に入ります。

○中島光徳副委員長 質問の通告がありますので、順次これを許します。

なお、投影資料の使用の申出があったものについては、いずれもこれを許します。

それではまず、横溝じゅん子委員の質問を許します。(拍手)

○横溝じゅん子委員 国民民主党・無所属の会、横溝じゅん子です。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、保育所における保育士の確保について伺います。

スライドを御覧ください。(資料を表示) 令和7年3月にこども家庭庁の補助金を利用した調査研究として保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究報告書が公表されました。この調査では、保育人材の現状や課題、具体的な取組事例をまとめ今後の課題を検証しています。スライドは直近3年程度における人材の不足感、そしてこちらは直近3年程度において保育人材の不足により定員まで受け入れられない経験があった園の情報になります。報告書や最近の報道を見ると保育士不足は全国的に社会問題になっていると感じます。横浜市は令和7年4月に12年ぶりに待機児童ゼロを達成しました。しかし、今後も待機児童ゼロを維持しつつ保育の質を高めるためには各園で保育士を安定的に確保していくことが重要です。最近の報道では、市内には保育士不足で経営に苦慮している園もあると聞きます。

そこで、保育士不足により児童の受入れを制限している園の3か年の推移について保育対策等担当部長に伺います。

○飯田保育対策等担当部長 各年度4月1日時点の調査結果ですが、令和5年度が58園で164人、令和6年度が69園で195人、令和7年度が66園で181人となっています。

○横溝じゅん子委員 保育士の人材不足に強い危機感を抱かざるを得ない状況ではありますが、このような状況を踏まえて、これまでの間本市では保育士確保のためにどのような取組を行ってきたのか、保育対策等担当部長に伺います。

○飯田保育対策等担当部長 保育士確保に当たっては採用と定着の両面から取組を進めています。採用支援では令和6年度から保育士修学資金貸付事業を拡充したほか、保育関係団体等と連携した就職相談会を開催するなどしています。また、定着支援では、働きやすく安心して長く勤め続けられるよう保育士宿舎借り上げ費用の助成、職場環境や雇用条件の悩みを相談できる専用窓口の設置、休憩室の整備促進等を行っています。

○横溝じゅん子委員 事業の拡充や工夫で一定の効果は見られるものの依然として保育士不足は簡単に解消できず園によっては深刻です。さらに一時預かりや誰でも通園制度の拡充によりますます保育士の確保が必要になっています。

そこで、保育士確保に向けて今後どのような方向で取り組んでいくのか、局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 保育士の確保は引き続き喫緊の課題であり、今後も保育士養成校や保育関係団体等と連携しまして柔軟で実効性の高い取組を継続的に進めていく必要があると考えております。これまでの取組に加えまして、就業していない潜在保育士への働きかけを強化するとともに保育士を志す若者を増やすため、中学、高校生向けの園見学、ボランティア体験機会を拡充するなど保育人材の安定的な確保に努めてまいります。

○横溝じゅん子委員 保育士不足で事故や不適切保育が起きないよう保育士がやりがいを持って長く働き続けられる環境を整備し、保育人材の確保に全力で取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、里親委託の推進について伺います。

本市の令和6年度の児童虐待相談対応件数は1万3421件で高止まりしています。社会的養護の充実が引き続き求められております。里親制度では家庭での療育が難しい子供たちに家庭に近い環境を提供できる非常に重要な制度です。

スライドを御覧ください。（資料を表示）本市のアトリウムにおいて10月5日に開催されました里親制度啓発トークイベントに私も参加いたしました。テーマは「出逢い～ココからはじまる里親家庭の物語～」で、里親の方々、里親家庭で育った方、里親を支援するフォースタлинг機関の方、施設の里親支援専門相談員の方のお話を聞きました。特に印象深かったのは、里親家庭で育った方が虐待を受けているとされる幼少期の記憶が欠落しているという点です。そして里親の方からは、夫婦も血がつながっていないですから里子であっても家族になれる話されており、家族の形の多様性に改めて考えさせられました。そのトークイベントでも触れられましたが、里親制度は依然として市民に十分認知されているとは言えません。また、里親の方からは制度に暗いイメージを持たれているのではないかという懸念がありました。より多くの方に里親制度を身近なものとして誰もが参加できる制度だと感じていただけるよう広報啓発を一層効果的に進めていただくことが重要です。

そこで、令和6年度の里親制度の広報啓発事業はどのように行われたのか、子どもの権利擁護担当部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 御質問ありがとうございます。昨年度は「里親という選択肢」というテーマで啓発トークイベントを市庁舎アトリウムで実施しました。また、制度説明会や個別相談会について、共働き世帯など多様なニーズに対応できるよう夜間や休日、オンラインで開催するなど機会の充実を図っております。さらに、子育てや福祉に関心の高い地域の子育て支援団体や慈善団体等へのリクルート活動を実施するなど里親制度の理解促進に努めました。

○横溝じゅん子委員 スライドを御覧ください。本市における里親委託率は令和6年度で24.8%となり、令和7年度の目標である24.2%を上回っています。ただし、令和11年度の目標は36.8%であり、目標達成にはまだ課題が残っております。

そこで、里親委託率の目標達成に向けた令和7年度の取組について子どもの権利擁護担当部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 委託率の向上に向けて今年度は新たに里親を支援するフォースターリング機関に専門職員を配置し子育て支援団体等へのアウトリーチ型のリクルート活動を充実させています。また、里親や支援者などへのインタビューを分かりやすくまとめた啓発動画をユーチューブで配信するとともにSNS広告を活用し広く発信するなど積極的に広報啓発に取り組んでいます。

○横溝じゅん子委員 里親を増やすだけでなく、安心して里親を続けられる支援の仕組みづくりも必要と考えます。令和6年度施行の改正児童福祉法では新設で里親支援センターについて、本市でも今年度その在り方を検討していくと聞いています。里親支援センターは里親制度の普及啓発から委託後の里親支援や委託した児童の自立支援まで一貫して関わることができます。里親委託を推進するために非常に重要なものだと考えております。

そこで、里親支援センターの在り方検討会の検討状況について局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 里親会や児童養護施設、児童相談所等の関係機関の皆様に御参画いただきまして、これまでに2回検討会を実施しております。検討会では、求められる里親像や支援センターでの支援内容等について議論をしているところでございます。引き続き里親が安心して子供と向き合い里親家庭で暮らす子供がよりよい養育を受けられるように児童相談所との役割分担、関係機関との連携などについてさらに検討を深めてまいります。

○横溝じゅん子委員 里親支援センターの在り方の検討を進めるとともにパートナーとなる児童相談所の体制についても十分に議論されることを期待して、私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○中島光徳副委員長 次に、古谷靖彦委員の質問を許します。

○古谷靖彦委員 日本共産党、古谷靖彦です。日本共産党を代表して質問させていただきます。

児童相談所について1本質問させていただきます。

児童相談所の問題、職員の未配置の状況が確認するとたくさん出てきました。スライドを作らせていただきました。（資料を表示）この状況について説明いただきたいと思います。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 令和7年度の配置において、国の配置基準に対し虐待対応や家庭支援を行っている相談部門では、児童福祉司が24人、児童心理司が43人少なく、一時保護所では児童指導員及び保育士が26人少ない状況です。

○古谷靖彦委員 この状況はいつから続いているのでしょうか。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 児童福祉司につきましては、平成

30年に新たな国基準が示されて以降、令和3年度と令和5年度には国基準を満たしましたが、それ以外の年は満たしておりません。児童心理司につきましては、令和2年度に国基準が設けられて以降基準を満たしておりません。一時保護所の児童指導員、保育士については、令和6年度国基準が示されて以降基準を満たしておりません。

○古谷靖彦委員 これは異常な事態だと私は思います。100人近い人員が足りていないという状況が常態化しているというのはこれは異常だというふうに思っています。局長、職員が不足している現状を一刻も早く解消すべきだと思いますが、伺います。

○福嶋こども青少年局長 委員御指摘のとおりなかなか現場は厳しい状況にあるかと認識しております。児童虐待に迅速に対応して子供の安全と安心を守り家庭を適切に支援していくためには職員体制を整えることが重要だと認識しております。専門職の採用が厳しい中、相談部門につきましては段階的に配置を進めているところです。一時保護所につきましては、国の配置基準の経過措置期間が令和7年度末に終了することを踏まえまして引き続き体制構築に努めてまいります。また、福祉系大学へのリクルート活動など関係部局と協力しまして人材確保にしっかりと取り組んでまいります。

○古谷靖彦委員 不足数を解消するような募集の人数のかけ方をしているのでしょうか。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 一度に補える数の募集には至っておりません。

○古谷靖彦委員 いろいろ言われたのですが、やはりまず募集をかけられていない。だからそこが問題だと思っています。局長、もちろん一どきにやれと言うつもりはありませんが、もうずっと長く続いているわけですから、計画的にやりますというのは当然やるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○福嶋こども青少年局長 これまで採用に当たりましては採用試験、リクルート活動、先ほど福祉系大学へのリクルート活動等のお話を差し上げましたけれども、そういう形で我々こども青少年局、それから人事委員会事務局あるいは総務局等との関係局とも連携しながら取り組んでいるところです。まだ現状として解消に至っていないという事実ですので、そこについては真摯に受け止めまして引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○古谷靖彦委員 これは同じ質問を午後からの総務局でも質問させてもらいます。

続けます。そんな足りていない中で係長級の長時間労働は本当にひどい状況になっていると思います。その状況と、あと解消に向けた取組を伺います。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 係長級の超勤の状況につきましては、職員全体の平均の約2倍の超勤の状況になっております。相談部門では一定の経験を積んだ職員がスーパーバイザーとして係長とともに職員の指導や困難ケースの対応などを担っているほか、AIやタブレットの活用などDX化を進めています。一時保護所では係長を複数配置し時間外の入所調整などの役割を分担して行っております。今後はさらに児童家庭相談システムを新たに導入しケース記録を一元管理することで児童相談所全体の業務効率化を図っていきます。

○古谷靖彦委員 先ほど言ったように100人足りていなくて、係長は2倍残業しているという状況は私もそこも異常だと思っています。それがDX化だけでもちろん解消できればいいですけれども、これは抜本的に人数を増やすこと以外にやることができないと思いますのでお願いしたいと思います。

スライドを御覧ください。人を採用する際に、では横浜市の働く環境が整っているかという問題です。一時保護所の夜間帯の勤務の問題、事件がありましたので問題になりました。調べてみると勤務体制が宿直の状況が横浜市ではあります。ただ、全国的に見ればそういう状況は普通ではありません。

なぜ夜勤ではなく宿直になっているのか、夜勤にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福嶋こども青少年局長 まず夜勤ではなく宿直としている理由ですが、一時保護所における夜間帯は職員が一時保護所に宿泊して庁舎の管理、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡を監視も含めて従事するほか、緊急時の対応等も行っております。そういう意味で庁舎内に職員を常駐させておくという意味で宿直という形を取っております。また、夜勤に変えるべきという御指摘につきましては、委員に示していただいているとおり他都市の状況等もいろいろ今後参考にしながら、あるいは私どもの一時保護所の入所状況等も踏まながら今後の夜間帯の勤務体制の在り方を検討していきたいと思っております。

○古谷靖彦委員 スライドを御覧ください。今局長に説明いただいたとおりに就寝する時間なのだというのですけれども、では、就寝する場所が確保できているのかという話です。廊下であったり、あるいはリネン室であったり、遊戯室で寝ているわけです。本来は労基法上は宿直業務は寝る場所の確保が求められているはずです。なぜここで寝ているのでしょうか。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 宿直職員の就寝時間帯でございますが、子供が夜間起きた場合の対応と、外部からの緊急電話の対応ができるために、電話が聞こえる、子供の声が聞こえるということで談話室や廊下の宿直場所になっております。

○古谷靖彦委員 先日、中央児童相談所を視察させていただきましたが、本当に、今日はここに少し不穏なお子さんがいるからここで寝ないといけない、ここが見渡せる場所だ、あるいは電話を取れる場所はここだ、これは明らかに業務です。あるいは、緊急受入れは当然夜間帯でも普通に緊急受入れをします。日常的には仕事をしています。これについてはやはり改善が必要だと思います。

続けます。視察をさせていただいたときに洗濯乾燥機なども見させていただいて、日常的に毎日毎日使うものであります。それが異様に古く私は感じました。古いものでどのぐらい使っているのでしょうか。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 古いもので約18年の年数がたつたものがあります。

○古谷靖彦委員 これは一どきに変えろと言うつもりはありません。ただ、計画的な更

新計画をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 入所児童の毎日の生活においては洗濯機及び乾燥機は欠かせないものであります。故障した場合、子供たちの生活に支障が生じるおそれがありますので、今後更新計画を作成し定期的な点検、耐用年数での更新を進めていきます。

○古谷靖彦委員 なぜ洗濯乾燥機の話をしたかというと、先ほど職員の体制を見ましたが、専門家のところは増える計画をつくりますが、庶務業務というか、建物を管理したり、備品の管理をしたり、あるいは職員が増えるに伴っては必ず庶務業務が必要になります。こういうところの手当てがなかなかなされていないのではないかと思っています。それについての職員も増やすべきだと思いますが、見解を伺います。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 多くの職員が在籍する児童相談所において、庶務業務に携わる職員は児童相談所を下支えする重要な役割を果たしています。庶務に関する業務量を踏まえて児童相談所全体の業務が円滑に執行できるよう引き続き適切な配置に努めてまいります。

○古谷靖彦委員 中央児童相談所を視察させていただきましたが、本当に統括をする役割を果たされていると思いました。ただ、そこが機能を発揮できるような場所であったり、スペースの問題だったり、人員の問題だったり、やはり中央児童相談所については強化するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福嶋こども青少年局長 中央児童相談所では4つの児童相談所の事業の総合調整や職員の人材育成、予算、決算等の取りまとめ業務を行っております。統括機能に必要な業務量を踏まえまして、児童相談所全体のバランスを見極めながら引き続き適切な配置に努めてまいります。また、東部児童相談所の開設に合わせまして、統括機能に必要な庁舎内のレイアウトの見直しについても進めていきたいと考えております。

○古谷靖彦委員 ぜひお願いしたいと思います。スライドを御覧ください。（資料を表示）児童相談所の箇所数の問題です。人口50万人に1か所というのが国の基準になっています。それについて横浜市は7か所以上必要なはずです。東部児童相談所が設置されてもあと2か所が必要です。これについてはいかがでしょうか。

○福嶋こども青少年局長 児童虐待対策を推進して子供にとって安全で安心な環境を守るという意味でも、児童相談所の管轄区域などについて国の基準を考慮することが大切だとは認識しております。現在、御案内のとおり来年4月の開所に向けて東部児童相談所の整備を進めておりまして、さらなる今後の児童相談所の整備につきましては、人口動態や社会情勢等を踏まえて検討していく必要があると考えております。

○古谷靖彦委員 通告外で恐縮ですが、副市長、今、人員の体制の問題、中央児童相談所が非常に厳しい状況にある、あるいは庶務業務の問題様々指摘をさせていただきました。感想を伺います。

○佐藤副市長 児童相談所の役割として児童虐待に迅速に対応しまして、子供の安全と安心を守り家庭を適切に支援していくという役割を担っているわけですから、そのような役割が十分に機能できるように職員体制を整えていくことが重要とい

う認識の下で取組を進めていくということを考えております。また、箇所数の話についても、現在定員が超過しているという状況はございますけれども、管轄区域を越えて児童相談所全体の中で調整しながら、適切に運営できるような取組についてもしっかりと考えていくということでございます。

○古谷靖彦委員 視察をさせていただいて、本当に私は結構感動して視察から帰ってきました。本当にこういう頑張っている職員さんたちに今は支えられているけれども、その頑張りに甘えては駄目だと思います。国で決められている基準をしっかり整えるように求めて、終わります。

○中島光徳副委員長 次に、山田一誠委員の質問を許します。(拍手)

○山田一誠委員 それでは、自由民主党を代表しまして、こども青少年局に対して質問させていただきます。

まずは子供に対する性加害防止について質問させていただきます。

さきに報道もありましたように児童相談所において会計年度職員が一時保護所の児童に対して盗撮行為がされたということが確認されております。ただ、これは盗撮という報道をされていますが、事件名を見ると不同意わいせつも入っているということで、盗撮という言葉から想像されるよりはやはり重たい事案だったのではないかと考えているところです。この点、当然ですが児童相談所一時保護所というところは性虐待も含む虐待から保護されてきているところで、より安全が確保されていかなければならないところでこのような事件が起きたことは本当に真摯に猛省しなければいけないと思います。

今回の事件を受けた再発防止の取組について、まず局長、お願いします。

○福嶋こども青少年局長 今委員御指摘のとおり子供の安全を守るべき児童相談所一時保護所におきまして職員が子供の心を深く傷つける事件を起こしてしまいましたことを大変重く受け止めております。改めまして被害を受けたお子様、保護者の方、そして市民の皆様に深くおわびを申し上げたいと思います。まずはお子様の心のケアを最優先に行うとともに二度と同じようなことを起こさないように実効性のある再発防止策を早急に取りまとめて全庁挙げて局一丸となって確実に実行してまいります。

○山田一誠委員 再発防止策というところですが、もちろん多くの子供をお預かりしてきたというところで、これは何もやっていなかったということはないとは思います。それが十分だったのかという検証が必要だと思うのですが、まずは児童相談所での性加害防止に関するこれまでの取組について、児童相談所統括担当部長、お願いします。

○深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 児童相談所では令和3年度に同じく一時保護所でのわいせつ事件がございました。それらの事件を踏まえた再発防止策では、一時保護所の運営マニュアルについて自分たちが子供の権利の擁護者であるという基本理念を追加するなど子供の人権保障等の内容を見直しました。これを基に新採用や転入してきた全職員への研修を徹底しています。また、SNSの利用ルールの

厳守や人権に配慮した支援の実施状況を定期的に確認することで職員の意識醸成を図っています。

○山田一誠委員 意識醸成あるいは研修というようなお話がありました。スライドを使います。(資料を表示) 性被害の防止については令和6年6月に日本版D B S制度が成立し令和8年度からのスタートを予定されています。

次のスライドを使います。これは性犯罪に関する前科がある方について採用の際に雇用者側がその情報を取れる、それを取った上で対応ができるという制度になっています。ただ、これはあくまで前科として記載されているもので、今まで逮捕とかはされたけれども起訴に至らなかつたいわゆる前歴がある人、あるいは初犯の人についてはやはりこれは実効性のある対策とはなっていないところです。その中で性被害といったところはかなり特殊な部分があります。教育委員会のほうでたくさん話したのでコンパクトにお話はしますけれども、弁護士としていろいろ性加害をした人、された人、その家族という形で関わってきましたけれども、すごくコントロールが難しい部分があります。よき夫であり、よき上司であり、よき友人であったとしても、時と場合といろいろな条件がそろってしまうとそういう行動に出てしまうというところがあります。

次のスライドを使います。児童相談所等でいえば、子供に慕われて同僚にも評価されて保護者の信頼も厚い職員と未来を奪うような卑劣な性加害を行う職員というのは一つの人間の中に同じように両立してしまう。別に表と裏の顔ということではなくて、職員として真摯に活動しているときには本気で子供のために活動していたとしても、そういうことを行ってしまう人がいると。これを大前提として行動する必要があるかと思っています。

その意味で、当然ですけれども、加害者が100%悪い、厳罰をもって臨むということも大事ですし、被害者の落ち度という形で責任転嫁しないことも大前提として、やはりある程度もうこれをそういう人がいることを前提として外部的に抑止していく、また、子供たち自身が自分の心と体を守るような方法をしっかりとつくっていくということが大事と思っています。

その中で、ただ、児童相談所の場合はそもそも心に傷を負って来ている子も多いから十分な配慮が必要なのですが、新しいアプローチで考えていくという点に立ったときに性加害の再発防止策の方向性について局長はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○福嶋こども青少年局長 今委員御説明をスライドを含めていただいたように確かに子供へのアプローチということも大事だと思っています。子供への相談窓口の分かりやすい周知ですか、入所中アンケートの定期的な実施など子供が訴えやすい仕組みを充実させるとともに子供自身が心と体を守る力を高められるような啓発にも取り組んでまいります。また、職員が性加害を自分事として捉えるための研修の実施や防犯カメラの設置、私用スマホの持込禁止など性加害を許さない環境整備を進めてまいります。これらを子供が関わる全ての部署で共有し、各事業の特性も踏まえまして再発防

止に全力で取り組んでまいります。

○山田一誠委員 これもかねがね言つきましたけれども、職員側に余裕がないとほかの職員のおかしな行動にも気づかないですし、子供たちを守ることができない。先ほど古谷委員がお話しになったところもあるように職員の足りていない部分であるとか設備の問題とともに遠因かと思っていますので、総合的な対策を取っていただくことを希望して、次の質問に移ります。

続きまして、子供の意見を聞く取組についてお聞きします。

スライドを使います。(資料を表示) これは教育委員会ですけれども、いじめ防止基本方針においてあなたの声を聞かせてくださいということで、いじめをしないために自分やみんなでできることや大人にしてほしいこと、してほしくないことを子供の意見を聞いたという取組がなされています。

次のスライドです。また、これは中期計画の中でも子供の意見をかなり広範に聞き取って、こういった形でA Iを利用しながら整理をするという取組がなされておりまして、全庁的に子供の意見を聞くという取組が浸透しているということでうれしく思っています。

横浜市こども・子育て基本条例を制定後の取組については総合審査で長谷川(琢)委員からも質問をさせていただきましたが、改めまして、全庁的な機運の高まりについてどのように認識をしているのか、局長、お願いします。

○福嶋こども青少年局長 横浜の将来を担う子供たちの意見に耳を傾け我々行政がしっかりと受け止めることが重要だと考えております。各区局におきまして新たな中期計画や地域福祉保健計画の地区別計画の策定をはじめ公園や河川整備におけるワークショップの実施など様々な事業を進める上で子供の意見を聞く取組が始まっています。条例の趣旨が浸透しつつあると感じております。

○山田一誠委員 ありがとうございます。本当にこれはこども青少年局も旗を振っていただいて浸透してきた結果かと思っています。横浜市こども・子育て基本条例においては議会に対して1年間の取組について報告をするということが始まることになります。ただ、どうしても行政的な考え方で言うと、こういうのがあると、報告をしなければいけないから何か事業をつくるというようなところで、あるいは何か関係しているものはないかということを結構僕から見ると無理くり探してくるみたいなところがあるところだと思います。そういう意識づけで何かをやるということは大事ではあるのですけれども、そうではない、報告をしなければいけないからやるのではなくて、やらなければいけないものだからやるのだという意識改革が必要と思ってはいるのですが、子供の声を聞き施策に反映させる全庁的な浸透方法について副市長はどうにお考えでしょうか。

○佐藤副市長 私も日頃業務を進める中で各局区といろいろと意見交換をしたりというような場面がありますけれども、そういう中でもいろいろと大きな計画をつくるであるとか、こういった事業をやるという中で子供の意見、声を聞くということは大分定着、あるいは浸透してきているという部分については実感しております。その部分を

子供の意見を聞くというところを抜きにして、こんなふうなことで進めたいのだけれどもと言つてくるようなところはほほない状況かと思っております。そういう意味で、引き続き子供の意見を工夫して聞き取つた事例、あるいは子供の柔軟な発想を施策へ反映した事例といったものをしっかりと各区局で共有していく、それがまず一つ大事なことかと思っております。さらに全区局長を委員といたします子どもの意見推進会議を設置しております、私が議長を務めているのですけれども、そういう中でも改めてその取組を広く周知いたしまして、子供自身が意見を表明できる機会を設けて反映するように促していきたいと考えております。

○山田一誠委員 ありがとうございます。副市長をトップとした子どもの意見推進会議が設立されたということで、6年前、7年前と考えると隔世の感ではございますのでより一層浸透をお願いしまして、次の質問に移ります。

続きまして、未来に向けた放課後事業という形で、小学校等の放課後事業についてお聞きしたいと思います。

この点については一般質問において伏見幸枝委員のほうからも質問させていただきました。当市においては歴史的な経緯もありつつ放課後キッズクラブと放課後児童クラブ、いわゆる学童といったところの両輪でやってきてているところだとは思います。その一方で今現在少子化のスピードがもう加速度的に進んでいると、少なくとも今後10年、20年というスパンでは子供が増えていくということは考えられない中で、こういった放課後事業を改めて考えていくタイミングに来ていると思っています。

そこで、現在の放課後事業の利用状況、そして今後の見込みについて確認したいと思います。青少年部長、お願ひします。

○田口青少年部長 令和7年4月現在、放課後キッズクラブの区分2の登録児童数は4万183人で増加傾向にあります。また、放課後児童クラブの登録児童数は9153人ではほぼ横ばいとなっています。昨年度末に市民ニーズ調査を踏まえて策定したよこはまわくわくプランでは、小学校の在籍児童数の減少に伴い放課後児童健全育成事業の利用児童数についても徐々に減少していくと見込んでいます。

○山田一誠委員 ありがとうございます。やはりどんどん減少していくというところが見込まれる中でどういうふうに制度を維持していくのか、どういう制度をつくっていくのかということが大事なのかと思っています。私も放課後児童クラブの団体の皆様であるとか、あるいは放課後キッズクラブに視察に行っていろいろなお話を聞いています。そういうところで課題感を聞いていくと、今多いのが発達にちょっと課題があるお子さんたちに対する対応だったり、あるいは外国にルーツがあるお子さんたちへの対応であったりというようなところが耳に入ってくるところです。もちろん広く区別なく受け入れるということが大前提ですが、マンパワーとして多くかけなければいけない、その分ほかの子たちへの目が行き届かなくなるという心配があるという声を聞いています。

そういう配慮が必要な児童生徒の受入れに関する支援についていかがお考えでしょうか、青少年部長、お願ひします。

○田口青少年部長 各クラブでは、障害のある子供や発達に特性のある子供などより専門的な支援や個別の配慮を必要とする児童の利用が増加傾向にあります。このため障害児受入れに係る職員加配補助や障害の理解促進のための研修の実施、特別支援学校校長OB等の巡回相談員による相談、助言など配慮が必要な児童の受入れ支援の充実に取り組んでいます。

○山田一誠委員 ありがとうございます。そういったお話をしていく中で、放課後キッズクラブのほうはやはり規模が大きい、人数も多いといったところで、なかなかきめ細やかな児童の対応ができないというような話がありました。その一方で、割と学童に来ている子たちはきめ細やかに接せられているのではないかというような職員の方からのお話もあったところです。今横浜市は2つ両輪という形でやっていますけれども、これが同じことをやっているのが2つあるというよりは違った個性がある、2つの受入先があると捉えたほうがいろいろなことがスムーズに進むと思っています。

例えば一つの学童から聞いたのは不登校の問題です。不登校の子が朝学童のほうには来ると、家から学童のほうには来て、要は学童でずっとそこで待っていれば、3時になると学校の友達が来るので、そこで遊んで家に帰るということを一つ聞きました。その間、当然昼間は学童は別に預かっていることにならないのでお金はつかないけれども、来た以上返すわけにはいかないし、事実上やっていると。そういう形でいろいろな新しい役割があるのではないかと。

行政の方とお話ししていると、放課後児童クラブは、キッズがある中でどう対応していいのかということで悩みを感じるところではあるのですが、そういった団体の皆様に呼んでいただいて、土曜日の夜にもう本当にたくさんの方が集まっていたりいろいろなお話を聞く。本当にこの職員にもっと給料を出してあげないと生活が大変なのだという話をする中ですごく貴重な存在だと思っています。子供と接するプロである人がいて、こういった守っていくという情熱があって、しかも学校外で昼も空いているという場所があるというようなことを新しくつくろうと思ったら、これは本当にお金もかかるしつくれないので、なくしてはいけないものではないかと思います。その意味で新しい役割を探っていかなければならない。

次のスライドを使います。(資料を表示)そこで、放課後児童クラブの新しい役割を研究して持続可能な放課後事業としていくべきではないかと思います。いろいろなお話を聞くと、利用料の差であったり、職員の待遇の低さだったり、子供の数の減少などで学童の皆さんに苦しんでいる。これはまず努力することを前提として、同じだから同様にではなくて、違うことをやっているところだからそこは別の支援をしていこうという考え方も必要ではないかと思っています。先ほど言った不登校の居場所だったり、あるいはルーツは外国だったり発達に課題があったりする子を少しきめ細やかにやっていく、丁寧に扱う場所として役割を再整理することも考えてもいいのではないか、そうすれば、こども青少年局とか放課後事業の枠を超えて、例えば不登校だったら教育委員会から予算をつけてもらうといったことをやっていくことで待遇改善や持続可能な経営を可能にするこういう新しい発想の転換があつてもいいのではないか

いかと思っています。こういった点について、局長、いかがお考えでしょうか。

○福嶋こども青少年局長 今スライドでも御紹介いただいたように、放課後児童クラブは長年にわたって地域とともに保護者に寄り添い様々なニーズに応えながら子供たちの健やかな成長を支えてきていただいております。引き続き各クラブが子育て家庭を取り巻く環境の変化や課題に柔軟に対応し、子供たちにとって安全安心して過ごせる居場所になるようクラブや児童、保護者の皆様の声も丁寧にお聞きしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○山田一誠委員 ありがとうございます。もちろんこの点は子供であったり、現場の方々を置き去りにして議論するわけにはいかないところですので十分に意見交換をさせていただいて、とにかくこれは大事な資源なので、両輪、両輪ということが言葉だけにならないようにしっかりと取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移ります。

続きまして、母子保健D Xについてお聞きします。

先日こども家庭庁に訪問をして母子保健、母子手帳や予防接種であったりといったところのD Xについてのお話を聞いてきました。スライドを使います。（資料を表示）その中でこれが国の母子保健D Xのイメージなのですけれども、国のはうは最終的な形として、この図の真ん中にあるPMHプライベート・メディカル・ハブ、医療情報が集積されたデータベースに対して、左下にマイナポータルとありますけれども、マイナンバーを通じて、それぞれの保護者、妊産婦さんだったりが、スマホ、タブレットからそういう情報にもアクセスできるといったところまでを視野に入れて今やっているところです。国のはうの説明では、まず電子母子手帳のほうからやりますと。そして令和7年度中にガイドラインをつくりました、あるいは4つぐらいそういうアドバイスを作ってくれるベンダーを確保しましたと、令和8年度以降は各自治体にそれを実際にやっていくフェーズに入れますというような説明を受けています。

こういった国の母子保健D Xについて横浜市としてどこまで状況を認識しているのか、こども福祉保健部担当部長、お願ひします。

○柴山こども福祉保健部担当部長 国においては母子の健康管理を効果的に行うため情報の一元的な管理、共有を可能とする仕組みの構築を目指し、委員のお話もございましたが、電子版母子健康手帳のガイドラインの策定が進められています。あわせて、各自治体が使用するシステムの全国共通の仕様に統一するシステム標準化の取組も進められています。本市としましてはシステム標準化の取組と連動しながら母子保健D Xの推進に向けた準備を進めてまいります。

○山田一誠委員 標準化は母子保健に限らず行政のD Xのベースとして今各自治体統一したものを標準化ということで整えているということだと思います。ただ、横浜市の場合、母子保健D Xという言葉からまず連想されるのはやはりパマトコアプリだと思います。

次のスライドに移ります。先ほど国流れの中では、電子母子手帳をやっていきますと、各自治体にアプリを作ってもらいますというような話がありました。一方でパ

マトコのメニューの中には御存じのとおり電子母子健康手帳というのは既にあるということです。国はこれからアプリを作っていくのだというお話をしつつ、横浜はパマトコがある。いま一つ関係性というものが見えてこないのですが、これは作ってもらった図を使って御説明をいただければと思います。

○永松総務部担当部長 パマトコの開発に当たっては、当初から国の母子健康手帳の電子化の方針を念頭に置いて進めておりました。そのためこういう図になっております。電子化が実現した際には、行政や医療機関で受診した健診結果をパマトコ上の電子母子健康手帳に自動的に表示できるようになります。パマトコは既に多くの子育て世帯が登録しているため、新たなアプリをダウンロードすることなくスムーズな移行ができる、他都市に比べて優位性があると考えております。

○山田一誠委員 ありがとうございます。国は本当に、全国的にはまだまだスタートに立ったばかりの段階の自治体もある中で横浜市は一歩進んでアプリを作っている、そして国へのシステムに対応できるようなオープンな体制にしてあるということが確認できたのでよかったです。

さて、ただ、最終的にこういった議論というのは、やはりユーザーの方がどういうふうに使いやすくなるのか、生活がどういうふうによくなっていくのか、それは子供たちの安全にどう関わっていくのかというところが大事だとは思います。母子保健DXというところがマジックボードにならないように、まずこの実現によって将来の未来像も含めてどういったことが期待されるのか、どんなことができるようになるのか、局長、改めて整理をお願いします。

○福嶋こども青少年局長 母子保健DXの実現によりまして乳幼児健診の受診の御案内や問診票の事前提出、健診結果の確認に加えましてアプリからお知らせを受け取ることができるなど市民の皆様の利便性が高まると考えております。また、御自身やお子様の妊婦健診あるいは乳幼児健診の受診状況等を一元的に把握、管理できるようになることで母子の健康増進にもつながると考えております。

○山田一誠委員 ありがとうございます。様々な効果が期待されるところです。これは日常だけではなくて災害時にも大きな力を発揮します。マイナンバーさえ分かっていればどこまで予防接種を受けたとか、どこまで健診をやらなければいけないかという情報が避難所とかでも取れるようになる、それもすごく重要だと思いますので、より一層の取組をお願いします。どうしてもDXの話をするときに横浜の場合は、やはり人数が多い、規模が大きいからなかなかすぐにはできないのですというお話を聞くことが多いです。ただ、DXの部分に関してはボリュームが大きいからこそやらなければいけない、横浜市がだからこそ先頭に立ってやらなければいけない分野だと思っています。

母子保健DXの実現に向けた意気込みについて、局長、お願いします。

○福嶋こども青少年局長 母子保健DXの実現によりまして市民の皆様の利便性向上や母子の健康増進はもちろんのことなのですが、データ活用によるきめ細かい支援の充実やペーパーレスなど内部事務の改善にも寄与するものと考えております。医療機関

等とも連携しまして子育ての総合アプリであるパマトコを最大限に活用した母子保健DXの実現に向けしっかりと取組を進めてまいります。

○山田一誠委員 ありがとうございます。国の動向もしっかりと確認しながらしっかりと進めていっていただくことを期待して、次の質問に移ります。

最後に、母子産後ケアについて質問します。

スライドを使います。(資料を表示) これも何度も出している図ですが、これはこども家庭庁が出している虐待による死亡事例の検証結果です。心中以外の虐待死54人、心中による虐待死11人となっていますが、この54人のうち零歳児が含まれるのが25人、44.6%という形でなっております。私が取り組んできている児童虐待防止の観点からも、零歳児の死亡といったところが圧倒的に多くて、逆にここを減らすことができれば虐待の数を半分近く減らすことができる、それにとって必要なのは産後母子ケアであるということを常々お話をさせていただいているところです。

産後鬱の発症率は一番高いのは産後1か月とされているところです。その一方で、区役所での対面手続がやはり受けるには必要である。今回ちょうど8月に我が党の増永委員が出産をしたので状況を聞いてみたのですけれども、やはり産後1か月の時期というのはつらい状況で、なかなか区役所に出て利用しなければいけないというのには大きな負担であると。他の自治体ではオンライン申請であったり、利用者が直接施設に申し込むという方法もできているというところです。

そこで、利便性向上に向けた検討状況は今どうなっていますか、こども福祉保健部担当部長、お願いします。

○柴山こども福祉保健部担当部長 申請手続に関する御負担につきましては、これまでも利用者アンケート等で多くの御意見をいただきしております。手続の利便性の向上は大変重要であると考えております。産後母子ケア事業のうち訪問型については既に電子申請を導入しており、さらにデイケア等への導入に向けて現在課題の整理を行っております。引き続き他自治体の取組等も参考にしながら利用しやすい制度に向け検討を進めてまいります。

○山田一誠委員 ありがとうございます。でも利便性という観点では、今体がつらいから何とかしたいと、今すごく不安だから対応してほしいというようなところがあると思います。事業を利用したいと思ったときに速やかに利用できる制度があることが必要ですが、やはり今の制度だと、まず何かがあったとしても区役所に申し込む、面談審査をする、それからサービス提供というところでタイムラグが生じるところです。

利用者が利用したいときに利用できる制度にしていくべきと考えますが、こども青少年局長、お願いします。

○福嶋こども青少年局長 出産後に心身の不調を感じている方に対してできるだけ早期に支援を行うことは、育児不安を予防し安心して子育てしていただくために大変重要なと考えております。利用したいときにできる限り早く御利用いただけるよう、利用申請時期や手続の流れ、要件の見直しを検討するなどより利便性の高い制度を目指しまして引き続き取り組んでまいります。

○山田一誠委員 ありがとうございます。ただ、利用者の負担の軽減ばかり考えて面談を全て廃止するということになると、産後鬱であったり、いろいろと支援が必要な妊産婦さんというところをキャッチアップする機会が失われるという心配もあるところです。

利便性の向上とSOSをキャッチするサインを見逃さないというのは両立して慎重にやっていくべきと考えますが、そのバランスが取れた制度設計に取り組むことについて、こども青少年局長、お願ひします。

○福嶋こども青少年局長 本事業は産後鬱の早期発見や予防を目的の一つとしております。そのため申請に当たっては、区役所の保健師等の専門職が窓口、もしくは御家庭に訪問して面談を行い、心身の状況や家庭環境を確認する中で本事業を含む必要な支援を御案内しているところです。面談は、その後の継続的な支援につながる重要な機会でもあるため手続の利便性と面接の有用性の両立を図りながら制度の改善に取り組んでまいります。

○山田一誠委員 バランスを取るのは難しいですが、ぜひお願ひします。そして増永委員に聞いたところ、周りの妊産婦さんに告知されていない、制度の存在自体を知らなかつたと、案内があった記憶がないことがあるようです。もちろん母子健康手帳の交付時等で案内しているということですが、やはり余裕がない状況では耳に入っていない可能性もあると思います。

事業周知における今後の方向性についていかがお考えでしょうか、局長、お願ひします。

○福嶋こども青少年局長 今御指摘があったとおり妊娠期から出産後においては妊産婦の皆様が多く情報に触れる機会がありまして、本事業の産後母子ケア事業につきまして十分な認識ができていない可能性があるというふうに捉えております。そのため子育て応援アプリパマトコのプッシュ通知機能などを活用しまして出産後の適切な時期に情報を確実に届けるようにしてまいります。また、産科医療機関等にも改めて周知依頼を行うなど産婦の方々への御案内が行き届くよう努めてまいります。

○山田一誠委員 ありがとうございます。ヒアリングでは、サポートを受けたくても自分が対象に当たるのか、頼っていいのかとちゅうちょするお母さんも多いようです。ぜひそういった方たちに届く制度をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○中島光徳副委員長 次に、斎藤達也委員の質問を許します。(拍手)

○斎藤達也委員 自由民主党の斎藤達也でございます。山田（一）委員に続きまして質問をさせていただきます。

最初に、こども食堂等支援事業について伺います。

子ども食堂の取組は横浜市でも広がっており、私の地元緑区においても複数の場所で実施されていると聞いております。実際に緑区の竹山団地で開催されています子ども料理教室に足を運んでまいりました。スライドを御覧ください。(資料を表示) こ

ういう形で子供たちが実際に料理をしております。包丁も使って指導していただいております。それでこういうおいしい食事ができるということで、私もこれをいただきましたけれども、大変おいしかったです。

こういう形で、担い手の皆様から、最初ははじめなかった子供たちが何度か通ううちに笑顔を見せてくれてうれしかったとか、子供の成長を近くで見られてやりがいを感じるということで非常に前向きな御意見をいただいております。ただ、朝御飯をちゃんと毎日きちんと食べられている割合が低いということも聞いておりまして、課題もあるかと思います。そういう中で、一方で運営に当たっては様々な課題を抱えていることも認識しております。

そこで、子ども食堂の担い手から課題についてどのような声が寄せられているか、こども福祉保健部担当部長に伺います。

○柴山こども福祉保健部担当部長 本年2月に237か所の子ども食堂に対して聞き取り調査を実施しましたところ、約6割の子ども食堂が課題として来てほしい子供への周知を挙げており、以下、人材確保、食材確保の順番となっておりました。

○齊藤達也委員 多くの団体が必要な子供への周知が課題ということでございますので、現場ではこのような悩みを抱えていることを区役所とも共有していただいて一緒に考えていただければと思います。

さて、私の地元にも子供の貧困について何か支援できないかと熱い思いを抱えている方がたくさんいらっしゃいます。子ども食堂は地域で子供を支援する貴重な場だと思いますので、改めて横浜市として子ども食堂に何を期待しているか、局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 子ども食堂は子供が安全安心に過ごせる地域の居場所であり、気になる子供や御家庭を区役所等へつないでいただくなど地域における子育て支援の貴重な取組だと認識しております。子ども食堂を通じて子供や住民同士のつながりが育まれ、地域の中で子育て家庭を温かく見守る輪が広がっていくことを期待しております。

○齊藤達也委員 子ども食堂に訪問してお話を伺うと、行政に頼らず自主的に運営したいと考える団体がある一方で、行政からの支援を望む団体もございます。そこで、横浜市の子ども食堂に関わる支援の方向性について局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 子ども食堂は担い手の皆様の思いや活動形態が多様であることから、支援に当たってはその主体性を最大限に尊重することが重要だと考えております。本市では補助金の増額やフードバンクと連携した食材の配付に加えまして、課題の共有や関係機関との連携を目的とした区域ごとのネットワークづくりを推進しております。引き続き子ども食堂の取組をしっかりと支援していきたいと考えております。

○齊藤達也委員 団体の声を伺って、担い手の皆様の意向を尊重しながら横浜市としても引き続き子ども食堂の運営に対して積極的に支援することをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、子どもの意見表明支援事業について伺います。

スライドを御覧ください。（資料を表示）横浜市には現在施設で生活している児童が902名、そのうち里親委託児童は162人おります。私は約3年前から児童養護施設の子供たちを支援する活動を多くの方々と連携してライフワークとして続けております。日頃から児童養護施設の職員の方と意見交換する機会がありまして、入所時から退所時まで子供の最善の利益を真剣に考えながら日々支援を行っている姿が強く印象に残っております。その中で子供たちが日々の生活で抱いている考え方、悩み、将来の見通し、不安など自ら意見を表明する機会を設けることが子供の健全な育成にとって必要不可欠だと実感しております。

我が党が原案を作成し超党派による議員提案で令和6年6月に制定されました横浜市こども・子育て基本条例において意見を表明する機会の確保について規定がされました。そのことを踏まえて、令和6年9月から市の社会的養護下の子供たちに対して子どもの意見表明支援事業が開始されたということは一定の評価ができます。施設の職員は子供と信頼関係を構築し、日々子供の考え方や思いに耳を傾けながら支援を行っております。それに加えて横浜市の養成研修を受講した意見表明支援員が施設や里親家庭に訪問し子供の意見を聞き取り、必要に応じて関係機関に伝えることで子供が自ら意見や意向を伝える選択肢を増やすことになります。

そこで、令和6年度における子どもの意見表明支援事業の実績について子どもの権利擁護担当部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 令和6年9月から事業を開始しまして児童福祉分野に精通する相談支援業務の経験者や弁護士など20人の意見表明支援員を養成いたしました。令和6年度は、意見表明支援員が児童養護施設や里親家庭等で生活する児童延べ95人の意見表明の支援を行いました。

○齊藤達也委員 令和6年度から始まったばかりの事業でありますけれども、子供から意見を聞く意見表明支援員は、子供の側から見るとふだんの生活では関係のない大人であり、子供が心を開いて意見を表明するためには、子供が事業の意義や意味を理解し意見表明支援員を信頼してもらうことが大前提であると考えます。あわせて、子供が意見表明をしたいときに安心して気兼ねなく支援を利用できる事業としていくためには子供の年齢に応じた周知啓発や説明が重要と考えます。

そこで、今後の子どもの意見表明支援事業の取組の方向性について局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 子供が安心して意見を表明するためには、事業の趣旨を正しく理解してもらうとともに支援員との信頼関係を築く取組が必要だと考えております。マスコットを活用した子供向けの動画による啓発や支援員向けのコミュニケーションスキル向上の研修等を実施するほか、同じ支援員が継続的に関わり子供が自分の気持ちや思いを話しやすい環境づくりに取り組むことで子供の最善の利益につなげてまいります。

○齊藤達也委員 虐待などで心に傷を受けた子供は声を上げられないケースが多いと思

います。その子供たちが声を上げられる環境をつくることが子供の健やかな育成につながると考えますので、ぜひ子どもの意見表明支援事業を進めていただくことを期待して、次の質間に移ります。

次に、施設退所後の児童支援について伺います。

1つ前の質問でも申し上げましたが、児童養護施設の子供たち等の支援ができるだけ行っていきたいと考えておりますし、具体的な行動として、昨年12月にはより多くの方々に児童養護施設の理解者、そして応援者になっていただきたいという考え方からクリスマスチャリティーコンサートを開催いたしました。スライドを御覧ください。

(資料を表示) こちらは児童養護施設の理解を深めるためのシンポジウムと、プロの音楽家の方々による演奏会を行いました。そしてこの参加費を児童養護施設に寄附をいたしました。

これは全員で写真を撮ったところでございます。こうした音楽イベントを仲間の方々とともに過去3回開催しております。

このときのグループが進化して、持続可能な支援を続けるために去る9月24日に特定非営利活動法人こどもみらいギバーズネットという形で設立総会を開催いたしました。約40名の設立メンバーは児童養護施設の関係者とか支援者、出身者、そして企業経営者など多岐にわたります。同法人では児童養護施設の子供たちが自らの人生設計を描いて、社会的自立とその実現に寄与することを目的として支援が必要な子供たちに対して生活の支援と就業の確保に関する技術支援事業を行う予定です。これは施設退所後の人生において生活支援と就業の確保が非常に重要であると考えているからでございます。

そこで、施設退所後児童に対してどのような支援を実施しているのか、子どもの権利擁護担当部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長　社会的養護自立支援拠点事業として退所前から施設を訪問しての就職セミナーや独り暮らしセミナー、就職や進学のための相談や情報提供等を行っています。退所後は各種公的手続の案内や住まいなど自立して生活する上での様々な悩み事に関する相談支援を行っています。あわせて退所後児童がいつでも立ち寄ることのできる居場所を開設し、仲間や身近な理解者とのつながりをつくりています。

○齊藤達也委員　様々な事業に取り組んでいると思いますが、施設退所後の児童の課題についてどのように把握をしているか、子どもの権利擁護担当部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長　退所後児童を支援している団体からは、金銭管理ができずに生活費が足りなくなったり、就職しても職場の人間関係等で長く続かないなどの課題があると聞いています。また、本市が退所後児童を対象に昨年度実施した調査でも、貯金がないと回答した方が約45%、ローンや借金等がある方も一定数おり、経済的に余裕がない状況であることが分かりました。精神的な不調を訴える方も約40%おり、結果を重く受け止めております。

○齊藤達也委員　経済的な不安や精神的不安が多くを占めていることが分かりました。

私は、横浜市の子育て支援に関して、産後や未就学、小学生くらいまでの子育て家庭には手厚いサービスが用意されておりますが、例えば18歳で社会的養護から巣立っていく子供たちの自立に向けた支援にもっと着目をしてほしいと日頃より強く感じております。子供たちが独り立ちしていく上で生活支援やキャリア形成に関わるアドバイスは大変重要です。そのためには子供たちを支援する応援団を増やしていく必要があります。

そこで、今後の施設退所後児童支援に向けた意気込みを局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 施設退所後児童には頼れる親等がない場合が多く、自立に向けたきめ細かい支援が重要だと認識しています。今年度からローンや借金解決のための法律相談を始めるとともに帰る場所がない方を一時的に宿泊させ、食事、入浴等の提供も行っております。また、精神科医や公認心理師による心理的ケアにも注力しております。今後は地域で活動されている支援団体等の皆様とも連携しながらさらに充実を支援してまいりたいと思います。

○齊藤達也委員 社会の中で子供たちを周りの大人たちがしっかりとサポートすることが大切だと思っております。私も新たに設立をしているNPO法人の活動を通じて退所後の子供たちを支援するために具体的な活動を展開していくことを考えております。支援を必要としている子供たちに適切な支援が行き届くことを期待をいたしまして、次の質問に移ります。

次に、独り親家庭への支援について伺います。

独り親家庭は子育てと生計の維持を一人で担っていることから様々な困難を伴う場合がございます。そのため適切な支援を受けながら親と子供たちが心身ともに安定して生活していくよう取組を進めていくことが大変重要だと考えております。スライドを御覧ください。(資料を表示) こちらの冊子でございます。こちらは横浜市に事務局を設置している一般社団法人日本シングルマザー支援協会が作成した冊子です。私は同法人の顧問を務めております。同協会はシングルマザーの自立を目指し、女性が子供を育てながらも働きやすい社会づくりを方針に掲げ、当事者目線でシングルマザーに対する支援を行っております。この冊子は独り親を経験した先輩である当事者が今困っているシングルマザーに対して困難を一緒に乗り越えていこう、まずは相談しようと前向きな気持ちになれるよう呼びかけを行っており、中には横浜市で実際に支援を受けた方の体験談なども掲載しております。このような未来志向の支援姿勢に私は大変共感しているところでございます。

そのような中、本市では平成30年に独り親家庭の自立支援を目的として支援に取り組む各種団体、企業とひとり親家庭の自立支援に関する連携協定を創設し、その1号として当団体とひとり親コンシェルジュ制度に関する協定を締結いたしました。ひとり親コンシェルジュ事業は、先輩シングルマザーが当事者の視点で支援を行う取組として日本シングルマザー支援協会が独自に取り組んできた事業であり、それを横浜市の支援の仕組みとして連携していくとする大変意義ある協定だと考えております。そして、このひとり親コンシェルジュの仕組みを生かし独り親家庭を訪問し、子供の

教育、進学、教育費に関する相談支援を担っているのが、本市で令和2年度から行っている思春期・接続期支援事業であります。この事業では、子供が中学校へ進学するという大きな生活の変化を迎える、また、同時に思春期というともすると親子関係が難しくなってくるタイミングを迎える独り親家庭に対して、お子さんは家庭教師の派遣による学習の支援を、親御さんへは学習面の不安や教育費の確保などの悩みを御家庭を訪問してお話を伺うという横浜市独自のユニークな取組でございます。

そこで、令和6年度の思春期・接続期支援事業における親への相談支援の実績についてこども福祉保健部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 本事業で相談支援を受ける方は年々増えておりまして、令和6年度は87世帯に相談支援を行いました。実施後のアンケートでは今後必要となる教育費や支援制度に関する理解が深まったとの回答が多く見られました。また、仕事と家庭との両立について解決のきっかけが見つかったなどの声をいただき、今後の独り親の生活の安定に資する成果が表れていると考えております。

○斎藤達也委員 ここにシングルマザー支援協会のスタッフということで出ておりますけれども、皆さんやはりシングルマザーを経験をして、そしてまさに自分たちが感じたことを、困ったとか、例えば行政に言つても、どうしても支援の仕組みが何か補助を出すとか、何かを差し上げるというようなアドバイスが結構多いということですけれども、彼女たちは自分たちで働きたいのですと、働いて子供を育てたいのですというときに、なかなか行政、やはり窓口の限界があつて、自分たちで協会をつくって頑張ろうというふうにしてそれでこの協会をつくって、もう十五、六年たつのではないかと思いますけれども、横浜市と協定を結んでからどんどん他都市と協定を複数結んでおられまして、横浜市からスタートした事業が全国に広がっているというのが今伺っているところでございます。

こういった形で、やはり当事者ならではの視点に立って行う支援というのが行政による支援だけでは補うことが難しいところでございますので、民間ならではの取組だと考えております。独り親に至る理由も一人一人の状況もまた様々です。これら当事者団体や民間企業との連携が広がることで様々な状況にある当事者の気持ちに沿った支援がさらに充実していくことが期待されます。

そこで、独り親の相談支援の取組をより充実させるために当事者団体等と連携を進めていくべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 独り親家庭の支援に当たりましては、個々の生活環境や家庭環境等に応じて多様なニーズに対応できる取組が必要だと考えております。そのため、先ほどスライドで御紹介もありましたが、行政と当事者団体、支援者団体あるいは民間事業者等がそれぞれの強みを生かして連携をさらに強化し、独り親家庭に寄り添って幅広い支援ができるよう取組を推進してまいります。

○斎藤達也委員 生活の不安とかあるいは収入の安定というところがやはり非常に現場では聞いております。ともすれば、だんだん見えなくなってくるといわゆる虐待とか

そういう悲しい形の方向になってしましますので、ぜひそこは行政と当事者団体がしっかりと連携をしていただいて、民間資源も積極的に活用していただきながら独り親家庭の自立に向けたよりよい支援の実現に向けて取り組んでいただくことを期待をいたしまして、次の質問に移ります。

最後に、共同親権について伺ってまいります。

令和6年5月に成立した民法等改正法では父母が離婚した後も子供の利益を確保することを目的として子供を養育する親の責務を明確化するとともに親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直され、来年度には法施行が予定されております。この改正は、離婚後も両親が適切な形で子供の養育に関わる権利と責任を共有するという大きな制度変換であります。私は、この制度が子供の利益を確保し、子供にとってよりよい環境をつくるために大変重要であると考えております。国においても昨年度は改正法の周知、広報に向けたパンフレットやポスターの作成が行われ、さらに本年9月4日には養育費の不払い対策として新設される法定養育費に関する省令案が発表されるなど取組が具体化してきております。こうした国の動きが進む中で本市としても共同親権に関わる支援の充実を図ることが求められております。

そこで、共同親権を含む民法等改正法の施行に向けた令和6年度の取組についてこども福祉保健部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 令和6年度に策定した第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画におきまして、共同親権の導入を見据え、法改正の趣旨や養育費の確保、親子交流支援の取組などについて明記しました。また、市民の皆様からの相談に適切に対応できるよう支援に関わる市職員向けに法改正の内容を分かりやすくまとめた動画を作成し研修等を実施しております。

○齊藤達也委員 共同親権については本当に当事者の方でないとなかなか分かり切れないつらい思いとか苦しい思いがありまして、私も当事者の方々にお話を伺う機会が多いですけれども、非常に内実的な悩みを抱えられていて何とかしてあげたいと思っているところでございます。独り親の支援を行う区役所をはじめとして子供や家族に関わる関係機関へ民法等改正法の内容が正確に伝わるよう理解を進めることは非常に重要だと考えております。

さて私は、別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会をつくっていて副会長を務めているわけですけれども、スライドを御覧いただきたいと思います。（資料を表示）こちらは国会の議員会館の会議室で勉強会をやっている風景でございますけれども、この会では国会議員、特に我が党の柴山昌彦衆議院議員、そして三谷英弘衆議院議員らと連携しながら超党派で約90名の地方議員で議論を進めており、民法等改正法への意見書の提出や共同親権、共同養育について識者による勉強会を行ってきております。

実際に視察にも行ってまいりました。本年4月には、これは尼崎市の取組を伺っております。そして次は大阪府の大東市に行ってまいりました。

尼崎市では市が親子交流のためのスペースの提供や日程調整も行っていただいてい

るということで、大東市のほうでは、学校行事に離別した親も参加できるような運用がされているというふうに各市で非常に工夫をされた取組をしております。こうした先進事例を参考にして横浜市でも現場のオペレーションやガイドラインの整備を進めるとともに市民に向けて改正法に関する積極的な広報啓発を図る必要があると考えます。

そこで、法改正の周知に当たりどのように市民への理解を進めていくのか、局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 子供の利益を尊重するという法改正の趣旨につきまして市民の皆様の理解が進むよう取り組んでいくことが大切だと考えます。今年度は改正法の内容や独り親支援施策をまとめましたリーフレットを作成、配布するとともに離婚に関する法律知識や子供への影響を学ぶ講座等を開催いたします。これらを通じて共同養育の必要性や子供にとっての養育費、親子交流の重要性について啓発を進めていきたいと考えております。

○斎藤達也委員 本市においても市民が共同親権における課題や趣旨、背景に対する理解を深め、子供にとってより望ましい方向に取組が進むことを望んでおります。そのためには改正法に関する市の各部署においても適切に準備を進めていくべきと考えます。

そこで、共同親権を含む民法等改正法の施行に向けて市全体で改正法に向けた取組を進めていくべきと考えますが、これは副市長の見解を伺います。

○佐藤副市長 子供の立場に立ち、子供が両親の愛情を感じ続けられるように支援していくことが何よりも大切だと考えております。子供の利益を確保するという民法等改正法の趣旨を踏まえまして、こども青少年局をはじめ広く子供や家庭に関わる部局が改正法に関する理解を深めまして、全ての子供の健やかな成長を支えてまいります。

○斎藤達也委員 今副市長からも全ての子供に向けたということで、子供を中心に据えた視点が必要だと思っております。子供にとってどのような形が望ましいかということを想像しながら丁寧に取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○中島光徳副委員長 次に、市来栄美子委員の質問を許します。(拍手)

○市来栄美子委員 公明党の市来栄美子です。よろしくお願い申し上げます。

まずスライドを御覧ください。(資料を表示) こちらは日本で子供を生みやすい国かという質問に対して6割がそう思わないと回答したというショッキングな例になります。

次のスライドは、それがどんどん続いていると、年々増加しているというところです。

次のスライドは、ではなぜというところで、充実してほしい社会支援はと聞いたところ上位トップは教育費の支援、軽減が約7割、断トツです。子育ての経済的な負担

を軽減するための手当の充実や税制上の措置が欲しいというところでいただいております。本市が子育てしたいまちになるための視点で質問をしてまいります。

まず、子供の目の異常の早期発見について伺います。

子供の目の異常の早期発見については2018年の決算特別委員会で我が党の行田委員が市会で初めて取り上げて以来、会派を挙げてこの問題に取り組んでまいりました。まず、2019年にはそれまで4歳児を対象に実施していた視力検査を早期発見、早期治療の重要性を訴え3歳児に前倒し実施することを実現いたしました。その後も検査精度の向上を目指して屈折検査の導入を求めてまいりました。その結果、今年度予算で6区において試行実施が盛り込まれたことを大変喜ばしく思っております。本年3月の予算特別委員会総合審査では我が党の竹野内委員からその取組と今後について佐藤副市長に質問させていただきましてありがとうございます。従来の視力検査に加え屈折検査も行うことになり、重層的な検査で早期発見につながることになるとの見解が示されました。

いよいよ9月から3歳児健診での屈折検査の試行実施が始まりましたが、そこで、屈折検査の試行実施に至るまでの検討経過についてこども福祉保健部担当部長に伺います。

○柴山こども福祉保健部担当部長 屈折検査の実施に向けては、横浜市眼科医会の皆様の御意見も伺いながら3歳児健診会場での集団健診、もしくは医療機関での個別健診のいずれかの検討を行い、より多くのお子様が検査を受けられる3歳児健診会場での実施といたしました。実施に当たっては検査機器や人員の確保に加え、健診会場の環境整備などの課題があったため6区で試行的に実施させていただき、健診全体の流れへの影響等を検証することといたしました。

○市来栄美子委員 9月の開始から1か月が経過しましたので、試行実施の中で課題の検証も実施していただきたいと考えています。そこで、試行実施の状況及び今後の検証課題について医務担当部長に伺います。

○岩田医務担当部長兼こども保健医務監 9月の1か月間で6区全体で約800人のお子様に屈折検査を実施し、検査の結果約80人のお子様が医療機関での精密検査の対象となっています。今後は屈折検査の周知や屈折検査を含む3歳児健診全体のスムーズな実施体制等について検証いたします。また、精密検査対象となったお子様の保護者への丁寧な説明、未受診者の把握及び受診勧奨によるフォローアップ体制の構築などにも取り組んでまいります。

○市来栄美子委員 今回の試行実施においてしっかりと課題を洗い出し検証していただいた上で、できるだけ早期に3歳児健診の対象となるお子様全員に屈折検査を行っていただきたいと思っています。そこで、全区実施に向けた意気込みについて局長にお伺いいたします。

○福嶋こども青少年局長 全ての3歳児を対象に従来の視覚検査に加えまして屈折検査を重層的に実施することは、より精度高く弱視等の早期発見、早期治療につなげられるため非常に意義深いことだと考えております。現在6区で試行実施しております

が、健診の円滑な運営と確実に医療につなげる仕組みづくりを6区でまずは試行ということで取り組んでおります。こうした検証を着実に進めできるだけ早期の18区全区での実施に向けてしっかりと準備を進めてまいります。

○市来栄美子委員 冒頭にも申し上げましたが、子供の目の異常の早期発見は我が党としても長年注力し取り組んできた課題であります。未来を担う子供たちの健やかな成長を力強く支援するためにもこの屈折検査の取組を確実に令和8年度から市内全18区で実施していただくことを強く要望し、次の質問に移ります。

次に、産後母子ケア事業について伺います。

若いお母さんたちは産後の疲れが残る中、初めての育児による孤立感や上のお子さんとの子育ての両立など心身の疲労がたまりやすい状況にあります。また、育児に関する情報があふれ何が正しい情報なのかの判断が難しいなど不安も抱えているのが実情です。その中で専門職である助産師によるケアを通しお子さんのお世話を学ぶことができる産後母子ケア事業は、産後の母親が安心して育児を行えるように支援する重要な取組であり、我が党としてもこれまで制度の充実に向けてしっかりと取組を進めていただこう繰り返し要望してまいりました。その成果もあり、本事業は利用者の皆様がより利用しやすい制度になってきていると実感しております。

そこで、令和6年度の各類型別の実績についてこども福祉保健部担当部長に伺います。

○柴山こども福祉保健部担当部長 令和6年度の利用者数ですが、デイサービスが573人、ショートステイが966人、訪問型が2070人の計3609人となっております。前年度と比べて全ての類型で増加しており全体で1000人以上増加しております。

○市来栄美子委員 先ほども申し上げましたが、我が党は以前から母親と赤ちゃんの健康を守る大切な事業である産後ケアを誰もが利用しやすくなるよう利用期間の延長や対象者の拡充などを求めてまいりました。私自身、令和5年第3回定例会の一般質問において実施施設の拡充や利用料の減免についてお願いしたところ市長からは、訪問型に利用料の減免補助2500円を活用し、1回の利用料を4000円から1500円に引き下げたいと考えています、年内には実施できるよう調整を進めますとの御答弁をいただきました。そのとおりその年の12月から訪問型の利用料の引下げが実現され、令和6年度には利用人数は令和5年度と比較して約1.5倍の利用料につながりました。さらにはこれまで我が党が利用者の皆様や支援に携わる助産師の皆様の声を丁寧に伺いながら継続して要望してきた活動の成果が実り、今年度から横浜市においてもさらに充実したと伺っております。

そこで、訪問型の拡充内容と利用状況についてこども福祉保健部担当部長に伺います。

○柴山こども福祉保健部担当部長 これまで対象者を産後4か月未満でかつ心身の不調または育児不安がある方としてまいりましたが、令和7年度からは産後1年以内までに延長するとともに事業の利用を希望する方はどなたでも御利用いただける制度に拡充いたしました。これにより令和7年7月時点において前年同時期と比べて利用者

が約1.5倍となっております。

○市来栄美子委員 訪問型の拡充は実現いたしましたが、訪問型以外のデイケア、ショートステイについても誰もが利用できるよう拡充すべきと思いますので、ぜひ引き続きの検討を要望いたします。事業の対象が広がり、利用できる方が増えることは大変喜ばしいことです。一方で、この事業を担う助産院や産科医療機関のしっかりと運営体制がなければ事業自体を安定的に実施することはできません。

(資料を表示) 次のスライドは公明党横浜市議団で金沢区の助産院を視察したときのものです。人件費の上昇、近年の物価高騰、食材費の上昇など厳しい経営状態が続いていると伺いました。助産所を経営する皆様の工夫と努力で成り立っていると感じています。そのため利用者の拡充と併せて受入れ環境もしっかりと整えていくことが欠かせません。

そこで、産後母子ケア受託事業者への支援を強化すべきと考えますが、福嶋局長の御見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 今委員に御指摘いただいたとおり、安全安心に御利用いただくためには受託事業者である助産所や産科医療機関における受入れ環境を整えていくことが重要だというふうに認識しております。そのため、受託事業者の実態をしっかりと把握した上で必要に応じて現行の契約内容の見直し等に取り組みたいと考えております。引き続き受託事業者の皆様と丁寧に協議しながら事業の充実を図ってまいります。

○市来栄美子委員 特に助産所については経営体制も大小様々であり、ショートステイ等の夜間の対応を含めた体制を組むこと、2人体制が大変な思いをされています。安全安心な体制を組んでいくためには行政からの支援の強化が必須です。事業を利用やすく、事業を利用したお母さんが利用してよかったですと思える環境づくりに向けて関係団体とも協議しながら充実に向けて検討していただくことを強く要望いたします。

先ほど他の委員からも質問がございましたが、私自身もデイケア、ショートステイの申請方法をデジタル化にするなど利用者の利便性を高めていくことについてはまだまだ課題があると認識しております。ぜひ、さらなる利便性の向上に取り組んでいただくことを要望させていただき、次の質問に移ります。

次に、保育料の多子軽減について伺います。

先日保護者の方から、上の子が小学校三年生へ進級したら第三子が多子軽減の対象から外れてしまったと、改善してほしいとの要望がありました。担当課へ確認したところ、保育園、幼稚園に複数お子さんが通われている場合は減免の対象となるのですが、上のお子さんが保育年齢ではないため第三子でありながら減免とならないとのことでした。我が党の仁田委員からも過去の予算特別委員会で、実際の兄弟の人数に合わせた軽減になつていないと指摘、質問させていただきました。必ずしも望んだタイミングでお子さんを授かるとは限らないにもかかわらず兄弟の年齢差によって軽減の対象外になることは不公平感が強いと感じています。また、他都市では様々な形で多子軽減策が実施されているとも伺っております。

そこで、他の自治体の保育料の多子軽減の状況について保育対策等担当部長に伺います。

○飯田保育対策等担当部長 保育料の多子軽減を独自に拡充する自治体は多くあり、例えば川崎市や千葉市などでは国基準である就学前のお子様の人数ではなく、実際のお子様の人数に基づき保育料を軽減しています。さらに、大阪市や京都市などでは第二子から、東京都では第一子からの保育料無償化を開始しています。

○市来栄美子委員 東京都のように全面無償化にする場合にさいたま市では年間60億円、千葉市では34億円、本市では100億円を超える追加費用が発生すると報じられました。全国最大の基礎自治体である本市といたしましては独自の拡充が厳しいとは思いますが、今御答弁にありましたように川崎市でも昨年から無償化しているという動きがありまして、都市間によって保育料負担の格差が生じていることは大きな課題だと感じております。

そこで、今後の他子軽減の拡充に向けた取組の考え方について局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 市民の皆様から多くの御要望をいただいております。子育て世帯の経済的な負担軽減は大変重要と考えております。一方で本市が独自に国基準以上の多子軽減策を実施するには、先ほど委員からも御案内、御紹介がありましたけれども、多額な費用が継続的に必要になるという財政的な課題も大きい状況でございます。引き続き国に対して全国一律の負担軽減策を講じるように要望するとともに、国の動向等も踏まえながら今後の軽減策について検討してまいります。

○市来栄美子委員 より一層の子育て世帯の負担軽減を要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、不登校支援について伺います。

先日シングルマザーの方から、リストカットをしたことがある不登校の児童を抱えながら仕事との両立が難しいという御相談、また別の方からは、障害を持つお子様を持つ保護者さんから、不登校の本人もつらいけれども親もつらいと、親が横でつながれる仕組みはないかとの問合せがありました。不登校児童が増え子供たちに起こっていることを調べてみました。（資料を表示）このスライドはユニセフの研究所が子供のウエルビーイングを先進国36か国で比較したものです。日本の子供で深刻なのは子供の自殺率でした。文部科学省によると過去最多で、子供の人数の母数が減少しているので、自殺率でいうと自殺者以上の増加となり大きな懸念材料となっております。

次のスライドです。先日、上大岡にできたハートフルセンター、総合的な不登校支援拠点の様子です。見晴らしもよく様々な工夫がされており、子供も保護者も開放的に感じる施設でした。講演会では、地元の都筑区で20年以上にもわたり不登校寄り添い型支援を続けてこられた水谷先生が講演され、その後に実施された相談会では通信制高校などの説明もあり、具体的に保護者の不安や悩みに寄り添ういい機会となっていました。不登校支援については教育委員会事務局で組織体制を強化しており、本市としてより包括的に支援していくべきと考えます。

そこで、不登校支援については教育委員会事務局のみならず子供の福祉を担うこと

も青少年局においてもより支援を行うべきと考えますが、局長の御見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 不登校の背景には、ひきこもりや障害、経済的困難など学校外の要因も複雑に関係している場合があるため、学校や教育委員会事務局による支援と併せて生活や家庭を支える福祉的支援が必要だと考えております。引き続き地域ユースプラザでの自立支援等に取り組むとともに、こども家庭センターの全区展開を早期に進めるなど区役所や教育委員会事務局と連携しながらしっかりと支援してまいります。

○市来栄美子委員 これからも庁内における連携をより密にしていただき、子供たちの健やかな成長を支援していただくようお願ひいたします。

次に、地域ユースプラザ事業について伺います。

不登校やひきこもりなど困難を抱える若者の支援について、都筑区にある北部地域ユースプラザを視察いたしました。市内には俳句の会やバンドなど自由に過ごせる居場所があり、青年たちがまるで幼少期にやり残してきたことを通して自分の中の人間性を確認する空間のように感じました。人とのつながりの希薄化やSNSの影響などにより繊細でセンシティブな若者が非常に多いと伺い、支援の難しさを実感するとともに施設が駅からのアクセスはよいもののビルの3階にあるため通りから目立たないところも気になりました。

そこで、地域ユースプラザにおける支援の課題について青少年部長に伺います。

○田口青少年部長 市内4か所の地域ユースプラザはNPO法人により運営されており、各法人の特色を生かした支援が行われています。今後、支援の質をさらに向上させるためには、支援メニューを共有し一定の標準化を図ることも必要と考えています。また、心理士等の専門職の確保が困難なことによりアウトリーチによる支援が難しいことや市民の皆様の認知度が低く広報の強化も課題だと認識しています。

○市来栄美子委員 (資料を表示) 次のスライドはそのときに事務局の代表から受けた説明の資料の一部です。100名の約半数が自分探しをしているというふうに思います。例えば高学歴で希望を持って就職したものの人間関係につまずいてしまった青年がここでは安心して人と関わりつながることができるという身近な地域の居場所やコミュニティがとても大切だと感じました。また、本人だけでなくその御家族の御心配や御苦労にも思いをはせると、少しでも身近な地域で相談支援が受けられることはありがたいと思います。

そこで、地域ユースプラザ事業の充実を図るべきと考えますが、局長の御見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 地域ユースプラザは、困難を抱える若者への支援に加え、御家族を含む世帯全体を支える役割を担っております。地域からの孤立を防ぎ身近な場所での相談支援や社会体験等を進めるため、地域ケアプラザや基幹相談支援センターなどの関係機関とのネットワークの強化を図ってまいります。また、青少年相談センターと連携し区役所での専門相談や御家族向けのセミナー開催など地域に根差した支援機関として引き続き取組を充実してまいります。

○市来栄美子委員 ありがとうございます。次のスライドを御覧ください。スピードが速い現代社会にあって、しっかりと少年期、思春期に子供として過ごせる空間や体験がとても大切であると感じました。さらなる支援を期待して、次の質間に移ります。

次に、放課後キッズクラブにおける体験活動の充実について伺います。

子供たちへの文化芸術体験は生きる力に影響を与えると言われ、本市の子供たちは家庭環境や経済状況に限らずできる限り平等に文化体験の機会を提供していくことが行政の使命と感じていると先週の他局でも発言いたしました。私の令和5年度の初の一般質問をきっかけに令和6年度から子どもの文化体験推進事業が開始され、令和7年度からは放課後キッズクラブへ拡大されました。

こちらのスライドを御覧ください。（資料を表示）こちらはいすゞ自動車株式会社による南極講話会のプログラムの様子で、当日は南極観測隊に参加経験のある従業員の方から直接お話を聞いたり、実際に南極の氷を触ったりしたそうです。子供たちの笑顔を見るといかに充実した機会であったのかが分かります。最前線で仕事をする大人の本気度に触れ、様々な文化体験をすることは本市の子供たちのすばらしい経験になると考えております。

そこで、企業等と連携したプログラムをさらに推進するべきと考えますが、局長の御見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 公民連携型のプログラムは、子供たちにとって企業等の知見を生かした専門性の高い学びや体験の機会となり、ふだんできない経験ができる楽しかったなどの感想が多く届いております。今後、連携した好事例を広く発信するなどしてより多くの企業等に御参画いただくことで子供たちの放課後の時間が一層豊かなものとなるように取り組んでまいります。

○市来栄美子委員 子供の体験格差が生じやすい長期休みにはキッズクラブにかかる期待も大きくなる一方で、近年の猛暑による活動が限定されることや昨年度から開始された昼食提供によるクラブ側の負担感にも配慮する必要があると思います。そこで、体験活動を充実させるためのクラブへの支援が必要と考えますが、局長の御見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 現在夏休みには週1回程度、体験活動の充実に向けたプログラムの実施をクラブに推奨しております。一方でクラブからは、夏休みは活動が長時間になり人材確保にも苦慮する中で積極的なプログラムの企画、実施が難しいという声もいただいております。引き続きPR動画を活用して人材確保の取組を推進するなどクラブを支援することで体験活動を充実させてまいります。

○市来栄美子委員 他党の議員からも先ほど発言がありましたように、キッズクラブを支える方からは子供たちの人数が多いことや多様性、人材不足、場所の確保など様々なお声を伺っております。運営側の適切な支援を強く要望して、次の質間に移ります。

次に、プレイパーク支援事業について伺います。

次のスライドを御覧ください。（資料を表示）港北区のプレイパークを視察したと

きのものです。私のところへ、都筑区のセンター北にもプレイパークが欲しいとの声が複数あり、どんなものかを視察して納得いたしました。子供たちは自然あふれるある意味昔の日本に返ったような空間で自由に遊ぶことを満喫しておりました。屋外で自由に遊ぶことは体力や運動能力の向上にとどまらずコミュニケーション能力や社会性を育む上で非常に重要です。特に自然の中での遊びは五感を刺激し、子供たちの想像力や探究心を引き出す貴重な体験となります。当日は30年以上にもわたり100%ボランティアで子供たちを見守ってきたという85歳ぐらいの高齢者の方もいらっしゃいました。本市のプレイパークでは地域の住民が主体となり、中間支援団体のYPCの御協力の下、公園等の一部を子供の自由な遊び場として活用していると伺いました。

そこで、プレイパークの令和6年度の開催状況と課題について青少年部長に伺います。

○田口青少年部長 平成6年度は市内26か所で計1144回開催され、延べ利用者数は9万9245人となっています。失礼いたしました。平成と申し上げてしましましたが、令和6年度と訂正させていただきます。

改めて、令和6年度は市内に26か所で計1144回開催され、延べ利用者数は9万9245人となっています。多くの子供たちが大人の見守りの下、木登りや泥んこ遊び、たき火、水遊びなど自然の中で思い思いの時間を過ごしています。一方でプレイパークを運営する地域の担い手等の人材や活動場所の確保が課題となっています。

○市来栄美子委員 近年子供たちが自由に外で遊べる環境は徐々に限られてきており、プレイパークのような自然の中で安心して伸び伸びと過ごすことができる遊び場はとても大切で、より多くの子供たちのためにプレイパークの開催場所をもっと増やしていくべきと考えます。

そこで、プレイパークの開催場所の拡充に向けた取組について局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 令和6年度からプレイパークの運営を担う地域人材の確保や育成、開催団体の立上げ支援等を行うコーディネーターをYPCに増員し、拡充に向けた取組を強化したことによりまして今年度新たに1か所の増設につながりました。引き続き関係区局と連携し、子供たちが身近な地域で充実した体験活動の機会が得られるよう取り組んでまいります。

○市来栄美子委員 本市を担う子供たちの心の成長のためにもプレイパークのさらなる充実を要望し、次の質問に移ります。

最後に、独り親家庭のリカレント教育について伺います。

私は、学校教育から一旦離れた後もそれぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていけるリカレント教育は大切であると考えます。令和2年の国勢調査では、本市における独り親家庭の数は2万2635世帯で、内訳は母子家庭1万9481世帯、父子家庭3154世帯です。令和5年度横浜市ひとり親世帯アンケートの実施結果によると、独り親の就業率は90.6%ですが、就業形態を見るとパート、アルバイトなどの非正規職員が約4割を占めています。また、母子家庭の34.5%、父子家庭の17.6%の方がよりよい就労に向けて転職を希望していることが明らかになっていま

す。よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ安定した雇用につなげることは独り親家庭の生活の安定にとって重要です。本市では適職に就くため必要な技能や資格を取得する受講費用の一部が支給される制度や資格習得に向けた通学期間の生活費の負担軽減による支援を実施していると伺っています。

そこで、令和6年度の自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業の実績についてこども福祉保健部長に伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 令和6年度の自立支援教育訓練給付金事業につきましては、児童扶養手当受給相当としていた所得条件を撤廃して対象者を拡大し51名に支給しました。また、高等職業訓練促進給付金等事業についても、児童扶養手当の対象から外れた場合でも1年間は受給できるよう所得要件を緩和しまして276名に支給しました。

○市来栄美子委員 先日、離婚を考えているが経済的な不安からなかなか踏み切れないといった相談がありました。もちろん円満に解決するのが一番ではあるもののハラスマントなど離婚前の段階から困難を抱えている方への支援も必要だと思います。独り親の生活を安定させるためには資格取得を支援することが有効ですが、制度があまり知られておらず学び直しの機会を逃してしまう可能性もあります。子供たちのためにも自身のキャリア形成や生活の安定に向けて早期に選択肢を持てることが重要です。

そこで、離婚前の方も含めて制度をより多くの方に知ってもらうために広報等を充実させていくべきと考えますが、こども福祉保健部長の御見解を伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 独り親の相談窓口であるひとり親サポートよこはまでの離婚前からの相談、各区のこども家庭支援課や子育て応援アプリパマトコでの相談、情報提供に加えて、ひとり親家庭のしおり等の配付を通じて周知を図っています。また、横浜市ひとり親家庭福祉会によるSNS発信など当事者団体や支援者団体、民間事業者との連携を強化しより身近なところで情報を得られるよう広報の工夫に努めてまいります。

○市来栄美子委員 せっかく受講を完了しても日々の生活にいっぱい得た学びをどのように就職活動に生かすか分からぬ方や適した就労に結びつかない方も少なくないと伺いました。リカレント教育によって得た資格や知識を適した就労につなげるための伴走支援は独り親家庭の自立を後押しする上で重要であると考えます。

そこで、リカレント教育を通じた独り親家庭の自立支援の方向性について局長に伺います。

○福嶋こども青少年局長 リカレント教育は独り親家庭の就労の選択肢を広げ安定した生活につなげる上で重要なものと認識しております。本市では、資格取得支援に加え伴走型の就職支援を通じて学びを適切な就労につなげる取組を進めております。今後も多様なニーズに応じたキャリア形成を支援し、安定した収入の確保と生活の質の向上につながるよう自立に向けた支援を充実してまいります。

○市来栄美子委員 一人一人に寄り添った支援を通じて独り親家庭の生活の安定に寄与する取組を進めていただくよう期待しております。

以上8項目にわたり質問してまいりました。次世代と共に育むまちへの施策をさらに充実していただくことをお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○中島光徳副委員長 次に、森ひろたか委員の質問を許します。

○森ひろたか委員 立憲民主党です。よろしくお願い申し上げます。

今回は令和6年度の新規事業を中心に質問をしてまいりたいと思います。

まず、パマトコについて伺いたいと思います。

スライドを御覧ください。（資料を表示）こちらを見ていただきますと、年齢別の登録者件数ということになりますが、胎児、ゼロ、1歳児の各年齢においては約2万人程度の登録ということですが、2歳、3歳になると約1万人程度、4歳以降になると急激に伸び悩んでいるということが見てとれようかと思います。

局長、現状に対する認識について伺います。

○福嶋こども青少年局長 パマトコは妊娠期から学齢期までを対象とした子育てアプリとして構築を始めています。そういう意味で、開発初期の段階では子育てにかかる負担が特に多い妊娠期から未就学児向けの機能に注力してまいりました。その成果として、未就学期までの多くの御家庭に御登録、御利用をいただいておりますが、現時点では学齢期の登録件数が少ないと捉えております。

○森ひろたか委員 大変失礼しました。答弁者を間違えてしましました。部長でした。失礼しました。

今御答弁がありましたけれども、学齢期の子供がいる保護者への利用拡大を見据えて、すぐーるないしは放課後e-場所システムとの連携を今後予定していると聞いていますが、連携による効果について伺いたいと思います。

○永松総務部担当部長 パマトコのアカウントを使って両システムにアクセス可能にするほか、学校や放課後児童クラブ、キッズクラブからの日常的な連絡をパマトコ上で確認できるようにシステムを連携する予定です。その結果、既に備わっているオンライン申請などの機能も含めると子育てに必要な手続や連絡がパマトコに集約され、より便利にお使いいただけると考えております。

○森ひろたか委員 連携拡大して情報提供をしていくということは大変望ましいという認識でありますけれども、情報の幅の広さという点では少し課題があるのではないかと認識をしています。パマトコは行政の公式アプリということもあって正しい行政情報を発信する一方で、手続や行政情報など限定的な情報が多いように感じています。子育てに必要な情報は多岐にわたっております。ニーズは幅広いものと認識をしてございますが、パマトコが外部の安全で有益なアプリないしはサイトとの連携をさらに充実させることができればさらに幅広い情報やサービス提供ができるのではないかと考えておりますが、局長、見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 市民の皆様に適切な情報を安全かつ正確にお届けするためには、公民間わず有益で信頼できるアプリやサイトと連携することが必要だと考えてお

ります。引き続き信頼性をしっかりと確認した上で他のサービスと連携し子育て家庭の皆様が望む幅広い情報をパマトコの中で分かりやすく提供していくことを目指してまいります。

○森ひろたか委員 ゼひ連携の強化をよろしくお願ひしたいと思います。妊娠期から学齢期と子供のライフステージが変化してもパマトコを使い続けていただくことが大切だと思います。サービスやコンテンツを充実していく必要があると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、妊産婦・こどもの健康相談について伺ってまいります。

この事業については令和6年度予算審査においてモデル実施の状況を伺いました。そのときの御答弁としては——失礼しました、私のほうから、成長、発育に関するところについては相談したくともなかなかできない状況がある中で幅広い相談に対応できるものにしてほしいという要望をいたしました。そして令和7年1月から全市で展開をされ、2万件以上の相談事例を活用した検索機能がパマトコを通じて利用できる状況となりました。一方で、相談してから回答までに要する時間に課題を感じているところであります。

スライドを御覧ください。(資料を表示) こちらは実際に相談があった時間帯や曜日別の実績まとめたものとなります。日中から夜間までそれぞれの時間帯で相談件数を見てみると、18時から翌朝の6時までがボリュームゾーンとなっています。43%程度となっております。主な相談内容は授乳や食事に関する事、あとは湿疹、せき、鼻水等に関する事など夜に不安を感じ相談されることが多いということが分かっております。

続いて、こちらを御覧ください。今回は相談ということでありましたので生成AI、チャットGPTにも相談をしてみました。生成AIは短時間で幅広い知識を整理して提示できるよさがある一方で、専門職の相談では相談者の背景や感情、過去の経緯を掘り下げた対応ができるということが分かったということです。

こちらです。相談までにかかる時間です。現状の健康相談はおおむね24時間、実績でいくと8時間以内ということです。生成AIは数秒から数十秒程度で回答が出るという結果となりました。先ほども申し上げましたが、私は相談から回答までの待ち時間による相談者の不安を解消する必要があると考えております。

その上で提案ですが、より利便性を向上していく観点で専門家による相談に加えて生成AIやチャットボット技術をベストミックスさせが必要ではないかと思いますが、局長の見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 生成AIの活用は、蓄積した相談事例に合致した回答をより早く的確に提供できるなど相談者の利便性を向上させる上で有用だと考えております。一方、専門職による相談は個別の状況に応じて相談者の心情に寄り添った対応ができる事から相談者が安心感を得ることができます。今後、それぞれの強みを生かした相談機能の在り方を検討してまいりたいと思います。

○森ひろたか委員 スライドに戻りますけれども、生成AIと専門職の比較をしたとき

に、質問調整をいただいた課長と係長と一緒にこれをやりました。専門職は相当相談者さんに寄り添った回答であります私も正直びっくりしました。一方で生成AIは一般的な回答でありますので寄り添うところまではなかなか難しいということも実感したところです。ぜひ、8時間が長いのか短いのかという議論はありますけれども、夜不安を抱えている御相談者さんの少しでもその不安を取り除く対応、対策をお願いをしておきたいと思います。

次に、にもつ軽がる保育園について伺ってまいります。

にもつ軽がる保育園は、紙おむつなどをサブスクを導入して保護者の負担軽減と子育て世代が実感できるゆとりを生み出す事業で、コンセプトは高く評価しております。この効果についてまず伺いたいと思います。

○渡辺保育・教育部長 今年度は全ての市立保育所と約7割の民間保育所で本事業を実施予定です。実施園における保護者アンケートでは、利用した方の93%が負担軽減につながっていると回答しています。また、実施園の89%からおむつの管理の手間がなくなったなど保育士の負担軽減につながっていると回答いただいており、保護者と保育士双方の負担軽減に効果があったと考えています。

○森ひろたか委員 双方評価が高いということでありますけれども、課題についてはいかがでしょうか。

○渡辺保育・教育部長 昨年4月の事業開始以降、民間保育所の実施園は約7割まで大幅に増加していますが、残りの3割程度の施設は今年度末までに実施する予定がない状況にあります。また、保護者の皆様から多くの好意的な御意見をいただいているものの、おむつの種類を自由に選択できるとよい、サブスクサービスは便利だが利用料が少し割高に感じられるといったお声もいただいており、さらなる利用促進を図る上で工夫が必要だと考えます。

○森ひろたか委員 割高だという声も聞いてございまして、今回比較をさせていただきました。(資料を表示)スライドに表示をしているのはA社からE社、今横浜市で参入いただいている事業者であります。この表示金額に対して市から500円程度の助成が入りますので保護者の負担は2000円から2800円程度となります。日頃保育園で1日に使うおむつの枚数は平均5枚と聞いております。おむつ1枚の単価を25円、月に20日とすると月額で2500円程度となります。あくまでこれは試算ではありますけれども、サブスクを利用した場合と保護者が購入する場合、それほど大きな金額の差はない価格設定だと言えようかと思います。また、サブスク利用のメリットはおむつの確認、おむつの購入、準備、おむつ1枚1枚に名前を書く作業などの負担がなくなることを考えれば多くの保護者にこの事業を利用してもらうべきだと考えます。

利用拡大についてどのように見解をお持ちか、局長の見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 委員御指摘のとおりだと思います。各園に対しては意見交換等の場を通じまして保育士の負担軽減の具体例や保護者の利用率の高い園の成功事例を説明するなど導入に向けた働きかけを一層進めてまいります。また、保護者の皆様に対しても入所申請のタイミング等を捉えまして、パマトコ等を活用し登園時の負担

の軽減や時間短縮等のメリットを御案内するなど実施園や利用者のさらなる拡大を図ってまいります。

○森ひろたか委員 ゼひよろしくお願ひします。助成金の確保をよろしくお願ひしたいと思います。これから利用園がどんどん増えていけば助成金規模も増えていくと思いますので次年度予算編成に向けてしっかりと確保をお願いしたいとの、もう1点はアンケートでも質についての御心配の声が寄せられています。私も制度導入のときに質については少し心配がありました。お子さんは大人の肌の強さと違ってすぐかぶれたりしてしまいます。個体差がありますけれども、安価なおむつかぶれやすいとも言われております。保育園と保護者の負担を軽減することについてはもちろんでけれども、利用する子供たちの目線を忘れずに安全で品質を確保した取組をお願いしたいと思います。

次に、こども誰でも通園制度について伺います。

令和8年度からこども誰でも通園制度が全国で本格実施されております。子供の育ちを支える制度として就労要件等を問わず全ての子育て家庭が利用できることは大変意義のある施策と認識をしております。一方で本市では既に一時預かりを行っている施設が500以上あります。利用メリットやニーズに課題があると言わざるを得ません。加えて、人材不足の中で不安定な事業展開になりかねないという課題も顕在化してきているところであります。

こども誰でも通園制度の実施における事業者にとっての課題について伺います。

○渡辺保育・教育部長 今年度、保育、教育施設を対象にこども誰でも通園制度の実施意向のアンケートを行いました。実施しない、不明と答えた施設の約8割からは保育人材の確保が課題であると回答がありました。また、実施施設へのヒアリング等を通して、現状の国の補助制度では運営が厳しく安定的に運営するための補助が必要であるとの御意見もいただいております。

○森ひろたか委員 制度利用者からは好意的な声が寄せられたと聞いておりますが、事業の拡大には、先ほども申し上げましたが事業者にとっての課題解消が必要不可欠と捉えています。事業者の課題に対する本市の取組について伺います。

○渡辺保育・教育部長 保育人材の確保については、保育関係団体等と連携した就職相談会の開催や保育士修学資金貸付事業の拡充に加え、関係機関と連携した潜在保育士の採用促進など保育士の就労支援に取り組んでいきます。運営費の課題については、国の補助制度に加えて市独自の基本助成を行っていますが、国に対して単価のさらなる増額や人件費相当の給付の創設など安定的に運営できる制度とするよう継続して要望していきます。

○森ひろたか委員 ゼひ早期に課題解消と実施施設の拡大、また、利用者の拡大をお願いしたいと思いますが、局長、事業拡大に向けた決意について伺います。

○福嶋こども青少年局長 今年度は、現在実施しております31施設に加えまして未実施の5区において公立保育所での実施準備を進めておりまして、市内全区で展開してまいります。よこはまわくわくプランに基づき今後も実施施設の状況や利用ニーズを踏

まえながら施設をさらに拡大してまいります。子育て家庭の皆様が身近な場所で本事業を利用できるようしっかりと進めてまいります。

○森ひろたか委員 ゼひよろしくお願ひします。

次に、虐待を受ける子供たちへのアプローチについて伺います。

こども青少年局、教育委員会で質問に立つたびに質問させていただいております。本市では虐待を受ける子供たち本人が悩みや不安を相談できるようかながわ子ども家庭110番相談LINEが運用されております。しかしながら、LINE相談はスマートフォンを所有する子供には有効な手段かもしれません、スマートフォンを持たない子供たちをカバーできないことが課題と感じております。

こちらを御覧ください。(資料を表示) こちらは令和6年度にこども家庭庁が実施した青少年のインターネット利用環境実態調査の結果です。子供のスマートフォンの利用率は年齢が上がるとともに高くなり、12歳には6割を超ますが、小学校低学年に当たる6歳から9歳までは2割から3割という状況です。低学年の子供たちの多くはスマートフォンを持っていないということが分かります。私の課題認識は、低学年の子たちを含む子供たちであります。5年前決算で教育委員会との連携による1人1台端末の活用の提案以降、様々な場面で繰り返し質疑を交わしてまいりました。1人1台端末に相談につながるアプリを導入できれば、低学年の子供たちを含め学齢期の全ての子供たちが直接相談ができるようになります。

現在、当時の質疑をきっかけに1人1台端末でホーム画面から困ったとき、相談したいときというアイコンを押すと、子供向けの相談機関一覧が掲載され、横浜市のウェブページに移動するようになっていきます。しかしながら、かながわ子ども家庭110番相談LINEについては対応しておりません。虐待の相談に関してはよこはま子ども虐待ホットラインの電話番号が表示されるという状況にとどまっています。子供たちが日常利用する端末で相談窓口に関する情報提供が行われること自体は評価しておりますが、子供本人が虐待の相談を発信できるような取組をさらに充実させていただきたいと思いますが、局長の見解を伺います。

○福嶋こども青少年局長 児童虐待の早期発見、対応のためには子供たち自身が早い段階でSOSを発信できることも大切です。教育委員会とも連携しながら、かながわ子ども家庭110番相談LINEを含む相談先をより分かりやすく案内することで子供たちが早期にSOSを発信し安心して相談できるよう取り組んでまいります。

○森ひろたか委員 やはりツールがないとなかなか相談にはつながらないです。また、電話をしてくれと言われても、低学年の子たちはなかなか電話をするのは難しいという認識です。現状SNSをプラットフォームにした相談を1人1台端末に導入するということが難しいということであれば、独自のチャット相談システムの導入なども検討するべきだと思います。様々なアプリやツールの活用についてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

また、子供たちの相談手段の確保とともに重要なのが子供たちに虐待についての気づきを与える啓発や教育と思っています。無垢な子供たちは親の愛情表現と勘違いを

し周囲の環境をそのまま受け入れてしまいます。虐待を受けていても虐待と認識できなければ相談にはつながりません。小学校低学年の頃から虐待や体罰について分かりやすく伝える啓発や教育を行うことで気づきを与え早期支援につなげていただきたいと思います。

そこで、虐待を受ける子供たちへのアプローチについてこども青少年局と教育委員会が連携をさらに強めていただきたいと考えますが、副市長、見解を伺います。

○佐藤副市長 児童虐待対策においては、ただいま委員からお話をいただきました当事者である子供たちが受けている行為が自ら虐待であることに気づいて声を上げる、また、その声をしっかりと受け止めるという取組を進めていくことが重要な取組の一つだと考えております。引き続きかながわ子ども家庭110番相談LINEカードを市立学校の全児童生徒に配付するほか、動画の活用を検討するなど子供に届きやすい広報啓発、また相談しやすい仕組みづくりに向かってこども青少年局と教育委員会との連携をしっかりと進めていきたいと考えております。

○森ひろたか委員 副市長、ぜひよろしくお願ひします。いずれの取組も教育委員会がポイントだと思っています。子供たちのSOSを目の前にしたときに行政の縦割りの論理をそれでも口にできるのかと思っております。ここはしっかりと当事者の声を吸い上げる仕組みをつくりたいと思いますし、教育委員会にもしっかりと働きかけもお願ひをしたいと思います。

次に、小学校の朝の居場所づくりモデル事業についてです。

いわゆる小一の壁の課題解消の一環として児童の朝の居場所の確保の対応について昨年の7月から市内2校、今年度は10校でモデル実施をされています。本事業に当たっては、子育て世代へのアンケート調査を通じてニーズの高かった朝の居場所について試行実施をされておりますが、ニーズと実態が乖離をし様々な問題が生じていると伺っております。本事業に関する現状の課題について伺います。

○田口青少年部長 本事業については、小学生の保護者への事前調査で3割の方が利用したいと回答していましたが、実際の利用状況は1日当たり1校3名程度となっています。調査結果とは大きな差が生じており、費用対効果が低いことが課題であると認識しています。なお、利用しない理由として、もしものときに備えて登録したという方も多く、実際には利用していないても事業があることによる安心感等、保護者の精神的なゆとりに寄与していることが分かりました。

○森ひろたか委員 現状の利用状況を踏まえれば本格実施していくことは難しいのではないかと思います。福祉の視点に立てば利用人数のみで事業効果を測定することは望ましくありませんが、予算をかける以上一定の効果が得られることが重要です。現行体制にこだわらず、キッズや学童、学校が居場所を提供できるか否か、より利用ニーズに合った居場所の提供を模索する必要があるのではないかと思います。今後の方向性について、局長、伺います。

○福嶋こども青少年局長 まずは事業の利用者を増やすために入学前の健康診断等の機会を捉えまして積極的に事業を周知するとともに新入生に向けた事前の現場見学会を

実施したいと思います。あわせまして、利用者のニーズや月別の利用傾向、年度ごとの利用者数の推移等を分析し、様々な視点から最適な事業手法を検討してまいります。引き続き、朝の小一の壁ということですので、この解消に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○森ひろたか委員 客観的な分析をした上で本格実施をするか否かを議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問を終わります。(拍手)

○中島光徳副委員長 次に、伊藤くみこ委員の質問を許します。(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

○伊藤くみこ委員 日本維新の会・無所属の会、伊藤くみこです。よろしくお願ひいたします。

5歳児健診についてお伺いします。

5歳という年齢は子供の成長において非常に重要な転換期です。言葉の理解力が大きく伸び社会性の育つこの時期は、これまで気づきにくかった発達の特徴が見えてくることがあります。5歳児健診は気づきの場としての役割が重要であり、就学前の発達上の課題を早期に発見し支援につなげ、就学に向けて必要な準備を進めていくことを目指します。私はかねてよりその必要性を強く訴えておりますが、こども家庭庁においても全国の市町村で5歳児健診を実施できるよう働きかけを進めております。一部市町村では実施しているところもありますが、今年度から本市においても健診の実施に向けた検討に着手いたしました。

そこでまず、5歳児健診の実施に向けた検討状況を医務担当部長にお伺いいたします。

○岩田医務担当部長兼こども保健医務監 現在の検討状況ですが、小児科等の医療機関や保育、教育、療育の関係機関の皆様で構成する検討会議を設置し、健診の実施方法やお子様の発達、生活習慣を確認するための問診票の内容等、テーマごとの議論を丁寧に進めております。お子様の健やかな成長、発達を支える健診の仕組みと就学に向けた準備を支援できる体制の構築を目指し検討を加速させてまいります。

○伊藤くみこ委員 就学を見据えてお子さんに合った支援を受けていただくためには、まず保護者の皆様にお子さんの状況を理解し受け止めていただくことが重要です。そして就学に向けて支援を提供する地域のフォローアップ体制を構築することが必要です。

そこで、支援が必要な子供を適切な支援につなげられる健診にすべきと考えますが、こども青少年局長の見解をお伺いいたします。

○福嶋こども青少年局長 お子様を必要な支援につなげるためには保護者が健診の意義を理解した上で受診していただくことが重要です。啓発動画等を活用して保護者の理解を深めるとともに、御家庭では見えにくい集団の中でのお子様の様子に気づける健診方法としてまいります。また、保護者の気づきを保育、教育、療育等の関係機関が

共有し連携することでお子様にとってよりよい支援ができるようしっかりとフォローメンテナンス体制を整えてまいります。

○伊藤くみこ委員 お子さんがその子らしく成長していくためには、本人の強みを最大限に引き出しつつ特性に応じた支援を受けることがとても大切です。専門家の助言を受けながら、保護者だけではなく関係機関が子供のサポートを一緒にを行うことで子供の力を伸ばすことができると思います。実施に向けては医師や心理職の確保など課題が多いことは理解しておりますが、関係機関と連携し早急に体制を整備していただくことをお願いいたします。5歳児健診の実現と支援体制の構築、そして就学後を視野に入れた教育分野と情報共有できる体制も検討し、スピード感を持って進めていただくことを強く要望いたします。

次に、2歳児受入れ推進事業についてお伺いします。

就労家庭でもお子さんを2歳から幼稚園に通わせることのできる私立幼稚園2歳児受入れ推進事業は重要な施策と考えます。2歳児の受入れは保育園とは異なり幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものであり、この事業に賛同する保護者にとっては大切な選択肢となると思います。

そこでまず、私立幼稚園における2歳児受入れ推進事業の効果について保育・教育部長にお伺いいたします。

○渡辺保育・教育部長 2歳児受入れ推進事業では、子供たちが広い園庭や様々なプログラムなど充実した環境の中で2歳から小学校入学まで同じ幼稚園で過ごすことができます。就労している保護者の保育、教育ニーズに応えることができ、待機児童対策にも資する事業だと考えています。

○伊藤くみこ委員 子供の育ちに応じました保育、教育を安定した環境の中で受けられるということは大きな利点であると思います。この事業は平成30年に1園でスタートし、令和7年4月においては21園で実施されています。幼稚園は現在212園あり、まだまだ実施園数は少ないと感じておりますが、様々な課題もあると思います。

そこで、幼稚園が2歳児受入れ推進事業を実施するに当たっての課題についてお伺いいたします。

○渡辺保育・教育部長 幼稚園では通常3歳から5歳児を保育しており、2歳児が遊びや食事等安全に生活を送るために保育室の床やトイレの改修など環境の整備が必要です。また、子供の自己肯定感は2歳児までの一人一人の人格を尊重した保育を行うことで高まることから、3歳児以降の主体的な活動に円滑につなげられるよう保育士をはじめ園全体での理解を深めることが重要だと考えています。

○伊藤くみこ委員 環境整備に合わせまして幼稚園で2歳児を受け入れるためには、2歳児の発達、発育の理解を深めるため新たな学びや体制づくりが必要になりますが、就労家庭の子育ての選択肢を増やすためにも実施する幼稚園が増えてほしいと思います。

そこで、幼稚園における2歳児受入れ推進事業を拡大していくべきと考えますが、こども青少年局長の見解をお伺いいたします。

○福嶋こども青少年局長 地域で子供の成長を長年支えてきていただいている幼稚園におきまして実施している本事業は、多様な保育、教育ニーズにきめ細かく柔軟に対応する上で重要な役割を果たしております。本市では開設準備費の補助をはじめ市立保育所の見学機会の提供や園内研修・研究センターの派遣など2歳児を安全に受け入れられるよう支援しており、今後も実施園の拡大にしっかりと取り組んでまいります。

○伊藤くみこ委員 2歳の頃は言語能力と運動能力が急速に発達し、自我が強く芽生えています。また、人格形成の基礎を築く大切な時期ですので2歳児の発達の特性を踏まえた環境を整備した上で2歳児受入れ推進事業を積極的に進めていただくことを要望いたします。

次に、架け橋プログラムについて伺います。

こども家庭庁が誕生前から小学校一年生までのはじめの100か月の育ちビジョンを策定し、幼児期は生涯にわたるウェルビーイングと人格の基盤を築く非常に重要な時期であるため社会全体で育ちを支えることを提唱しております。文部科学省では5歳児から小学校一年生の2年間を架け橋期と位置づけ幼保小の架け橋プログラムを令和4年度に打ち出しました。主体的、対話的で深い学び、つまり子供たちが自ら関心や課題を見つけ子供同士、あるいは子供に関わる大人との会話等を通じて理解を深め問題解決を行っていく学びであり、子供たちの生活の基盤を育むことを目指します。横浜市では、令和4年度から令和6年度の3か年で文部科学省の研究委託を受け、幼稚園、保育所、小学校が連携した架け橋期のカリキュラムの開発や研究に取り組んでおります。

そこで、幼保小架け橋プログラムの成果について保育・教育部長にお伺いいたします。

○渡辺保育・教育部長 市内90%以上の保育所や幼稚園と小学校で子供同士の交流活動が行われるようになりました。小学校での生活の様子が分かったり、子供同士が知り合ったりすることができ、入学前の園児の不安感が軽減されました。また、保育士と教諭がお互いに就学前後の子供の様子を見たり、語り合う機会も増えました。入学後の適切な環境や幼児期の育ちと学びを小学校以降につなぐための支援について学び合いが進められています。

○伊藤くみこ委員 幼児は遊びを通して資質や能力を伸ばし、学びや生活の基盤もつくり主体性を身につけ豊かな発想を広げていきます。幼児期に育んできた人格形成の基礎を小学校に円滑につなぎ伸ばしていくことを可能にするためにそれぞれの自治体の特徴に応じた教育活動の工夫が必要であると思います。

そこで、横浜市の架け橋プログラムの具体的、特徴的な取組についてお伺いいたします。

○渡辺保育・教育部長 本市では昭和58年から園と小学校の連携交流事業を実施しており、全国に先駆けて幼保小連携に取り組んできました。長年の好事例やノウハウを生かし、本事業のスタートから円滑に取組を進めることができます。また、架け橋

期カリキュラムの作成を推進する研究校や連携推進地区を定め実態に即した交流や授業を行い取組事例を発信しています。各園と小学校が推進地区の取組を参考にして実践を進める体制を整えています。

○伊藤くみこ委員 園での育ちと学びをつなぐことで子供の資質や能力が培われることが期待できますが、小学校への入学で大きく環境が変わり、子供たちは喜びや期待、戸惑いや不安等を抱えながら小学校の生活が始まります。発達には個人差がありますが、不安を抱え込んでしまうと学習や生活に支障を来すおそれがあり、小学校生活に対する前向きな姿勢を養うことが必要です。この点からも安心な学びの環境づくりとなる架け橋プログラムの取組をさらに推進していく必要があります。

そこで、架け橋プログラムの取組を一層推進していくべきと考えますが、こども青少年局長に見解をお伺いいたします。

○福嶋こども青少年局長 市内には約2100施設の保育所や幼稚園、小学校等があることから、全ての園と小学校でプログラムの適切な理解を図り、実践的な取組を深めることが大切です。このため今年度から架け橋期コーディネーターを新たに採用し、園や小学校に直接助言等を行う取組を始めております。本事業の目的である主体性を育て、つなぐ姿を保護者や地域の皆様とも共有し理解や協力を得ながら取組を一層推進してまいります。

○伊藤くみこ委員 子供の健やかな成長のためには、保育、教育施設と学校、家庭、地域がそれぞれの機能や役割を發揮しまして、支えながら子育てに取り組むことが必要です。それらをつなぐ取組といたしまして架け橋プログラムを着実に進めていただくことをお願いいたします。

先ほども触れましたのははじめの100か月の育ちビジョンにおいて、乳幼児期は人格形成の基礎を築く重要な時期であり、子供の育ちを支える保育士や幼稚園教諭等が専門性を高めることはとても重要です。横浜市では保育、教育の質の向上のため様々な研修を行うとともに横浜市保育・教育質向上サポーター、通称Yサポ事業を令和5年度からスタートしております。この事業では、保育、教育施設等を訪問して園内研修や公開保育等を通して各園の保育を支援する人材を育成しています。

そこで改めて、Yサポ事業の特徴について保育・教育部長にお伺いいたします。

○渡辺保育・教育部長 Yサポは学識経験者や園長経験者等の立場からの支援とは異なり、本市が認定した現役の中堅保育士が他の園に出向き実践的な視点で共に保育を考えるなど伴走支援を行うことが特徴です。訪問先の園の保育者と同じ目線に立ち、共感的な対話を通してお互いの保育の質向上を図るとともに園同士の横のつながりが深まり地域の中で豊かな保育が醸成されていくと考えます。

○伊藤くみこ委員 Yサポは訪問した園を指導するのではなく一緒に保育を考えていくということですが、Yサポが訪問することで研修を受講するだけではなく、得られない効果などが見られると思います。Yサポ事業の令和6年度の実績とその効果についてお伺いいたします。

○渡辺保育・教育部長 2年目となる令和6年度は初年度の6名に加え5名を新たに認

定し、11名のYサポによる活動を行いました。訪問した9園からは、当たり前を見直す機会となった、職員の自信につながったといった声が寄せられ、日々の保育の実践につながっています。Yサポが勤務する園でも知見が広がり職員の意欲が高まるなど新たな活気が生まれています。また、Yサポ同士も情報交換を通じて高め合う姿も見られています。

○伊藤くみこ委員 Yサポが訪問した園とYサポが互いに学び合うことで地域の保育、教育施設の横の連携を深めまして保育、教育施設全体の質を高める活動であると感じました。約1800に及ぶ保育、教育施設がある横浜市でYサポ事業を通じて保育、教育の質の向上につなげていくことは重要であると考えます。

そこで、今後のYサポ事業の取組の方向性についてこども青少年局長にお伺いいたします。

○福嶋こども青少年局長 市内の多くの保育、教育施設で質の高い保育を実践していく上でも本事業のさらなる推進が必要だと考えております。Yサポの認定者を着実に増やしていくとともに保育の質や職員のモチベーション向上などにつなげていくことを丁寧に伝えていくことで参画する園を増やしていきたいと思います。早期に市内全域で展開できるよう取組をしっかりと進めてまいります。

○伊藤くみこ委員 今後も子供たちの健やかな成長のために横浜市の保育、教育施設でより質の高い保育を実施していただけるようYサポ事業の取組を推進するとともにその他の様々な研修にしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりります。

ありがとうございました。

○中島光徳副委員長 次に、大野トモイ委員の質問を許します。

○大野トモイ委員 大野トモイです。私は全ての人に居場所と出番をを掲げてこの仕事をしています。今日は全ての子供にという視点から3点質問します。

まず、放課後等デイサービスにおける小学生の長期休業中の昼食提供についてです。

令和6年度末現在、本市小学生は16万9199人、うち約8万人が市内565か所の放課後キッズクラブと放課後児童クラブに登録しています。本市には障害のある、またはその可能性のあるお子さんが利用する放課後等デイサービスがあります。

令和6年度末の放課後等デイサービスの設置数と小学生の利用登録数を伺います。

○柴山こども福祉保健部担当部長 市内で放課後等デイサービスを実施している事業所は令和6年度末時点で514か所あり、利用するための支給決定を受けている小学生の人数は8297人となっております。

○大野トモイ委員 キッズや学童に通う小学生には夏休み中の昼食提供が令和6年度にモデル実施され、令和7年度は冬休みと春休みにも実施されていますが、放課後等デイサービスに通う小学生ではなく施策として不公平との声が届いています。

放課後等デイサービスを利用する小学生に対する市による昼食提供について認識を

伺います。

○柴山こども福祉保健部担当部長 お子様の障害特性によっては食事内容への配慮が必要となる場合があるなど一律の対応が難しいことから、長期休業中はお子様の状況に応じた家庭からの弁当持参が中心となっております。今後、まずは各事業所における状況を把握し課題を整理してまいりたいと考えております。

○大野トモイ委員 学童にもキッズにも放課後等デイサービスにも登録していない小学生は8万人います。全ての小学生が支援を受けられるようにと要望いたします。

2点目は新生児聴覚検査です。

まず、令和6年度の実績値を伺います。

○岩田医務担当部長兼こども保健医務監 令和6年度の新生児聴覚検査の受検者数は2万1403人で、受検率は98%となっています。そのうち検査の結果精密検査が必要と判断された人数は138人で、受検者の0.6%となっています。

○大野トモイ委員 (資料を表示) スライドは本市の母子手帳の健診券綴りの表紙、続いて、新生児聴覚検査費用の補助券です。早期に異常発見、支援につなげるために欠かせない新生児聴覚検査ですが、この補助券は助産所で出産した場合には使えません。どの施設で生まれても安心して新生児聴覚検査を受けられるようにすべきと考えるがどうか、伺います。

○福嶋こども青少年局長 全てのお子様が生まれた施設で安心して検査を受けられること、その結果詳しい検査が必要とされた場合には確実に精密検査を受検できることが重要だと思います。現在、新生児聴覚検査を行う助産所を含む分娩取扱い施設が精密検査実施医療機関と円滑に連携できる仕組みを整えることで聴覚障害を早期に発見し、支援につなげられるよう取り組んでおります。

○大野トモイ委員 次は、令和2年9月、令和4年3月、12月、令和5年9月に続き、養育費確保支援事業についてです。

まず、令和6年度の取組実績値を伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長 令和6年度は養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用補助を85件、養育費保証契約に係る費用補助を3件実施しました。そのほか、裁判手続を経ず話し合い等で解決する裁判外紛争解決手続や養育費の強制執行を弁護士委任する際に係る費用補助を新たに開始するなど支援制度の拡充を図っています。また、養育費に関する啓発にも取り組み、養育費セミナーを6回開催し78人の参加がありました。

○大野トモイ委員 私は当選以来一貫して子供の権利擁護に取り組んできました。我が国も本市も子育てを家庭だけに任せ社会で支えましょう、親を孤立させないようにしましょうということになっています。私はそう求めてきたし本市はそうしてきました。一方で私たち大人は、子供がこの世に存在しているという事実は望まぬ妊娠の場合を除き生物学上の父と母の意思と行為の帰結であるということを忘れてはいけないはずです。子供の養育の第一義的責任が父母や保護者にあることは、子どもの権利条約も子ども基本法も本市こども・子育て基本条例も言っている、そして言うまでもな

く結婚も離婚も当事者同士の自由であり第三者が介入すべきではない。これらを考えるとき、子供のいる市民の離婚に際し子供のために本市が力を入れるべきは子供の最善の利益のために親に親としての責任を果たさせることであり、養育費確保の支援はその最たるものだと私は考え、民法等改正前から本事業について質疑を重ねてきました。

本市の調査では養育費は約半数の世帯で取決めがなされておらず4割の世帯が受け取れていません。取決めをしていても支払いが遅延したり、催促が大変だったりと日々困り事が発生しています。養育費確保について既存の枠にとらわれず支援を必要とする方に確実に届く仕組みを構築すべきと考えるがどうか、伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 令和6年度に離婚後の子育てアプリを運営する民間事業者と連携協定を締結しまして、養育費の確保における離婚後の父母のコミュニケーションのサポートや困ったときに支援団体による仲介が受けられるサービスを開始したほか、アプリを通じた情報発信を進めています。今後も民間事業者支援団体等とのネットワークを生かし、より多くの当事者の方々に支援制度を御利用いただけるよう工夫しながら情報提供に取り組みます。

○大野トモイ委員 (資料を表示) スライドは本市の最新のひとり親家庭のしおりです。1ページ目から児童扶養手当などの支援策が並び、養育費確保支援事業は6ページ目にやっと出てきます。最初のページに載せてほしいと思います。豊中市のひとり親家庭のしおりはスライドのとおり1ページ、はじめにのところに離婚を検討中、手続き中の方へ、離婚前相談を利用してくださいとあり、民法第766条、父母が協議の上離婚する場合においては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」の文言が載っています。ここです。続いて、子供の未来にとって重要な親権や養育権、養育費や親子交流について取り決めましょうとあり、次に各種相談窓口、その後に支援策が載っています。

次のスライド、豊橋市のものは表紙を開くとまず最初に独り親家庭の生活費はどのくらいかかっているという円グラフ、次にあなたの毎月の生活費を見直そう、続いて独り親家庭になる前に養育費を確保しようと経済的自立に向けての思考を促し、その後に独り親家庭になってからの支援策が載っています。こういった視点、考え方の流れをぜひ本市も取り入れていただきたいと思っています。

現行の離婚届はスライドのように右側の下段に養育費の確保について取決めをしているかのチェック欄がありますけれども、これが果たして有効に活用しているのか疑問に思います。これは出すときになってチェックをしてもそれまで何をしたのかという話で、実は私、昔区役所に離婚届を取りに行ったことがあるのですけれども、目立つところにはなくて、フロアをうろうろしていたら職員さんが話しかけてくれて、どこから出してきてもらったりました。でもそのときは特に何も説明も受けなくて、今思えばこのタイミングがひとり親家庭のしおりを渡すときだったのでないかと思うのです。離婚届を区役所に提出する前に幅広く当事者に情報を届け離婚前相談などにつなぐ必要があると考えます。

子供の最善の利益のため養育費確保について離婚前から相談につながる取組を行うべきと考えるかどうか、伺います。

○秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 御指摘ありがとうございます。今年度新たに作成する共同親権を含む民法等改善法に関するリーフレットにおいて離婚前相談等を周知するほか、子供の健やかな成長を支える養育費の重要性や子供の気持ちを尊重した親子交流等について啓発していきます。また、区役所こども家庭支援課をはじめとする窓口でのリーフレットの配布や子育て応援アプリパマトコ等を通じた情報発信を行うことで離婚前の方にも情報が届くように努めていきます。

○大野トモイ委員 先ほど挙げたようなひとり親家庭のしおりの考え方をぜひこのリーフレットにも載せていただきたいと思うし、あとは渡すタイミングです。早いタイミングから渡していただく、しっかり経済的自立をして、それで子供と一緒に暮らしていくのだという未来が描けるような支援をしていただけるように心から要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○中島光徳副委員長 ほかに御質問はございませんのでお諮りいたします。

こども青少年局関係の審査はこの程度にとどめて総務局及びデジタル統括本部関係の審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中島光徳副委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中島光徳副委員長 この際、60分間休憩いたします。

午後0時32分休憩